

目 次

令和 8 年 6 月 1 6 日（火曜日）

議事日程（第 2 号）

議会運営委員会委員長報告 1 9

開議（午前 9 時 3 0 分） 1 9

付託議案について各常任委員会の審査結果報告 1 9

（総務建設常任委員会） 2 0

（教育民生常任委員会） 2 2

委員長報告に対する質疑 2 3

（総務建設常任委員会） 2 3

（教育民生常任委員会） 2 3

一般質問 2 4

4 番（小川務君） 2 4

5 番（井藤茂信君） 2 8

2 番（石井亨君） 3 2

休憩（午前 1 0 時 4 2 分） 4 1

再開（午前 1 0 時 5 5 分） 4 2

1 1 番（宮原隆昌君） 4 2

3 番（森英樹君） 4 5

9 番（福本耕太君） 5 2

休憩（午後 0 時 1 0 分） 6 6

再開（午後 1 時 2 0 分） 6 6

7 番（鈴木美香君） 6 6

討論、採決（議案第 2 号～議案第 8 号） 7 6

議案の上程、提案理由の説明（議案第 9 号） 7 9

提案理由に対する質疑（議案第 9 号） 7 9

討論、採決（議案第 9 号） 8 0

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号） 8 0

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号） 8 1

採決（発議第 1 号） 8 5

議員の派遣 8 5

閉会中の継続調査申出 8 6

閉会（午後 2 時 0 8 分） 8 6

令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（森 英樹君）
4 番（小川 務君）	5 番（井藤茂信君）	6 番（大野一行君）
7 番（鈴木美香君）	8 番（福本達雄君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（宮原隆昌君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（藤原一章）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（中村友幸）
総 務 課 長（濱口浩司）	税 務 課 長（三枝恵吾）
健康福祉課長（渡辺志保）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（赤谷 淳）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（鎌田亜由美）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（山本法司）

議会事務局職員

議会事務局長（須浪美香）	書記（道下 学）
--------------	----------

議事日程 第 2 号

別紙のとおり

令和8年6月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

令和8年6月16日（火曜日）午前9時30分開議

- 第1 付託議案についての審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第2 一般質問
- 第3 議案第2号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第3号 令和8年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第4号 令和8年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第5号 工事請負契約書の締結について
- 第7 議案第6号 工事請負契約書の締結について
- 第8 議案第7号 マイクロバスの購入について
- 第9 議案第8号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第10 議案第9号 土庄町指定ごみ袋の購入について
- 第11 発議第1号 平和外交の推進と離島航路の存続および住民生活の安定に関する意見書について
- 第12 議員の派遣について
- 第13 閉会中の継続調査申出について

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開議に先立ちまして、本日 9 時より議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等について、ご審議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

本委員会は、本日 9 時から委員会室におきまして、議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

町長より、議案第 9 号 土庄町指定ごみ袋の購入についての議案が、また、議員より、発議第 1 号 平和外交の推進と離島航路の存続および住民生活の安定に関する意見書についてが提出されましたので、これを日程に追加いたします。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程第 2 号のとおりであります。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長からありました報告のとおりであります。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

当委員会に付託されました一般会計補正予算及び条例関係等の議案について、6 月 9 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、総務課から議案第 3 号の所管部分について、一般管理費、総務事務費、香川県民の日創設事業補助金は、今年創設される「香川県民の日」に伴う対象事業への補助金であり、財源として県の「香川県民の日創設事業補助金」を充当するとの説明がありました。

また、官民連携地域課題解決推進事業は、副業型地域活性化起業人への委託料と、地域力創造アドバイザーへの委託料を計上しており、特別交付税の対象となるとの説明がありました。

さらに、非常備消防費、消防団運営事業は、大部分団小部班の積載車更新に伴う購入助成金であり、災害対策費の災害対策事業は、香川大学と連携し、職員が防災士資格を取得するための費用で、財源として「人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金」を充当するとの説明がありました。

次に、議案第 2 号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、調理室の供用開始に伴い、一時利用の使用料金に光熱水費に関する規定が無かったため、本条例の一部を改正するとの説明がありました。

次に、企画財政課から議案第 3 号の所管部分について、企画費、離島振興事業は、離島航路運営費等補助金を国の補助金額の確定に伴い減額、移住定住促進事業は、県費を活用し、移住定住促進用の子育てガイドブック等の作成を行うとともに、ユカリノ SPACE 小豆島に食品や雑貨等の自動販売機を試験的に導入するため、自動販売機設置委託料を計上しているとの説明がありました。

域学連携交流事業は、昨年度に続き、寄附金を活用し、東京農業大学と連携してランドスケープデザインを作成する。また、ユカリノ SPACE 小豆島で開催する子育て広場にかかる経費に対して、県費を充当することにより、財源更正を行うとの説明がありました。

歳入では、今回の補正による特定財源を除いた一般財源所要額は、1052 万 9 千円の増額となっており、同額を前年度繰越金により調整しているとの説明が

ありました。

委員から「離島航路運営費等補助金の減額は、国庫補助金の増額によるものだが、特例的な措置か」との質問があり、燃料費高騰及び物価高による臨時的措置であるとの回答がありました。

また、ユカリノ SPACE 小豆島に設置する自動販売機では「どのようなものを取り扱うのか」との質問があり、当施設では定期的に子育て広場を開催しており、小さな子どもを連れた方も利用するため、紙おむつや離乳食などのほか、他の利用者のために食品なども取り扱う予定であるとの回答がありました。

次に、議案第 7 号 マイクロバスの購入について、豊島地区の町営バスを増便し、利便性の確保と輸送力強化を図るため、マイクロバス車両 1 台を購入するものであるとの説明がありました。

委員から「バスの装備品は落札価格に含まれているか」との質問があり、執行部から、それらの経費についても含まれているとの回答がありました。

次に、議案第 8 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について、事業について新規計上 1 件、変更 1 件にかかる計画の変更の説明がありました。

次に、建設課から議案第 3 号の所管部分について、道路橋りょう費は、国費の配分額の増額に伴い、橋りょう点検を前倒して実施するため、点検委託料を計上しているとの説明がありました。

委員から「点検対象の橋りょうは全体で何橋あるのか」との質問に対し、190 橋との回答がありました。

次に、農林水産課から議案第 3 号の所管部分について、農業振興費、林業振興費、水産業振興費で計上している農林水産業活性化緊急支援事業は、令和 8 年 1 月補正で措置した国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業だが、制度上のスケジュールや他事業の執行見込みを踏まえた国費配分の調整により、令和 8 年度分の臨交金で対応することとしたため、改めて 6 月補正で予算計上するものとのことです。

水産業振興費、水産振興事業は、東京農業大学との連携事業に活用してほしいとの寄附の申し出を受け、水産資源にかかる調査委託を行うとのことです。

漁港建設費、町単漁港改良事業は、企業版ふるさと納税を活用した唐櫃港待合所の改修について、周辺の環境整備等が必要となり、寄附受入時期が 3 月から 6 月に変更となったため、改めて補正予算に計上するものとの説明がありました。

商工観光課から議案第 3 号の所管部分について、観光費、観光団体・イベント助成事業は、観光庁のオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業、DMO 総合支援事業、観光 DX 推進事業について、一般社団法人 小豆島観光協会を通じて小豆島町と連携して実施する費用であるとの説明

がありました。

持続可能な観光推進事業は、企業版ふるさと納税を充当して実施するスマートドリinkingプロジェクト運営委託料、観光庁の補助による土庄港機能強化計画策定委託料、ふるさと納税を財源に実施する東京農業大学との大学連携委託料との説明がありました。

委員から、宿泊施設が減っており、日帰りから滞在型観光への移行が課題であることの指摘、また「今まで手の届かなかった事業が増え、そこを小豆島観光協会が担っており、観光協会の人的負荷が大きいと思うがどう考えているのか」との質問があり、事業実施は観光協会だけで実施するのではなく、両町と一緒にやっていく。また、民間事業者の力も借りながら実施していくとの回答がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果、全ての議案について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本達雄君。

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

おはようございます。

当委員会に付託されました一般会計補正予算、特別会計補正予算及び工事請負契約の締結について、6月9日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課から議案第3号の所管部分について、歳出の事務局費ALT（外国語指導）事業では、外国人講師の退職による費用として、帰国に伴う交通費や新たに配置する講師の招へいに伴う負担金などの増額、歳入は、香川県が創設した交付金で、地域のニーズに対応した子育て世帯への支援により、出生数の向上につなげることを目的とした「出生数反転に向けた市町交付金」を計上し、健康福祉課所管のこども医療費支給事業、企画財政課所管の移住定住促進事業及び域学連携交流事業に充当すると説明がありました。

議案第5号は、土庄小学校体育館空調設備設置工事の工事請負契約を締結するとの説明がありました。

委員から、ALT事業における外国人講師の任期や配置状況、後任の講師の着任等について質問があり、JETプログラムの活用により任期は1年更新の3年間であり、土庄小学校及び土庄中学校にそれぞれ1名を配置、このうち1名が本人の意向により1年で帰国することになったもので、次の外国人講師は7月に入れ替りで派遣される予定であるとの答弁がありました。

次に、生涯学習課から議案第 3 号の所管部分について、大坂城残石記念公園維持管理費は、イベント開催時等の駐車場不足に対応するため、駐車場整備用地を購入するための費用であるとの説明がありました。

委員から臨時駐車場となる北浦グラウンドの稼働状況について質問があり、直近のイベントでは常時 30 から 40 台が駐車され、ピーク時には用意したスペースがほぼ埋まるような状況であったとの回答がありました。

議案第 6 号は、土庄第二体育館長寿命化改修工事の工事請負契約を締結するとの説明がありました。

委員より工事期間中の施設利用について質問があり、工事期間中は安全対策として休館するとの回答がありました。

次に、健康福祉課から、議案第 3 号の所管部分について、子ども医療費支給事業の一部に「出生数反転に向けた市町交付金」を充当することに伴い、町債などを含む財源内訳を調整するものとの説明がありました。

次に、議案第 4 号 国民健康保険事業特別会計補正予算について、国民健康保険被保険者に対して交付する「資格情報のお知らせ」の様式改正に伴う増額補正であり、財源として県補助金を充当しているとの説明がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第 2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

4 番 小川務君。

○4 番（小川務君）

おはようございます。

それでは、私の方から一般質問 1 点させていただきたいと思います。

現在、豊島地区における期日前投票所の導入について一般質問を行いたいと思います。令和 8 年 3 月総務建設常任委員会の行政視察として、島根県浜田市を訪問し、移動期日前投票所について研修を受けてまいりました。

浜田市では、高齢化や人口減少に伴う投票所の統廃合への対応として、車両を活用した移動期日前投票所を導入し、住民の投票機会の確保に取り組んでおります。

本日は、その事例を踏まえ豊島における期日前投票の現状と課題、そして今後の導入の可能性について質問をいたします。

まず、豊島の投票環境について伺います。現在、豊島では、期日前投票を行うことはできず、利用する場合は小豆島まで渡る必要があります。豊島は離島であり、移動には船舶を利用しなければなりません。往復で 980 円、さらに、土庄町役場までのレンタサイクル代などが必要となります。

特に高齢者や運転免許を返納された方、仕事や介護などで時間的制約のある方には大きな負担となっているのではないのでしょうか。

選挙は、民主主義の根幹であり、住民が等しく投票券を行使できる環境を整えることは、行政の重要な責務であります。

そこでお伺います。

豊島における過去 3 年間の投票率の推移をどのように分析していますか。

期日前投票ができないことについて、住民から要望や意見は寄せられているのか、まず現状認識をお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

豊島における過去 3 年間の投票率の推移につきましては、令和 5 年の土庄町議会議員選挙の 70.5%を最高に、平均 64.8%となっております。町全体の投票率の平均は 63.3%ですので、ほかの地区と比べて高い投票率であると認識しております。

また、期日前投票の投票率につきましては、豊島地区では平均 8.7%となっており、町全体の期日前投票の投票率の平均 52%と比べて低い数値となっております。これは、豊島地区内に期日前投票所を開設していないことが原因と考えております。

先般、豊島地区の 3 自治会長とお話しする機会があり、豊島での期日前投票について、実施してもらいたいというご意見をいただいたところでございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

はい。土庄のほうが小豆島はですね 52%で、豊島の方が 8.7%と大きな差がある状況というのがわかりました。

また、自治会長の方 3 名様の方からも要望があるということもわかりました。

それを踏まえて、次の期日前導入の課題についてお尋ねしたいと思います。視察先では、車両内に記載台や投票箱を設置し、投票の秘密保持や、公正性を確保した上で、移動期日前投票所を運営していました。

また、複数地区を巡回、1 カ所 30 分から 60 分程度設置、居住地を問わず利用可能、悪天候時にも柔軟に対応など、地域事情に応じた運用が行われておりました。導入経費も工夫により抑制されており、投票率向上だけではなく、投票機会を確保することを目的として運用されていた点が非常に印象的でありました。

豊島においても、高齢化や人口減少、離島という地理的条件を考えると、投票機会確保のための取り組みが、今後ますます重要になると考えます。

そこでお伺いいたします。豊島で、移動期日前投票所を導入する場合、どのような課題があると考えておりますか。法的、技術的な観点から導入は可能であると認識しているか、町の考えをお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員のご質問にお答えします。

移動期日前投票所は、議員おっしゃるとおり、車両等を活用し、一定の場所、時間に期日前投票所を開設する仕組みであり、人口減少地域や交通手段が限られる地域において、投票機会を確保する有効な手法の一つであると認識しております。

一方で、いくつかの課題がございます。豊島で移動期日前投票所を導入する場合の課題については、まず、選挙事務の適正な執行体制の確保です。選挙期間中は、やすらぎプラザにおいて期日前投票所を開設しておりますので、豊島に割ける人員の確保が課題となります。次に、二重投票防止のための選挙人名簿の確認体制です。期日前投票所では、選挙人名簿との照合を適切に行い、すでに投票した人が再度投票することのないよう管理する必要があるとございます。そのため、移動先においても、名簿確認や投票済情報の管理が確実にできる通信環境、システム環境の整備が必要となります。また、経費面の課題です。車両の確保、通信機器、発電・電源設備、記載台、投票箱、セキュリティ対策など、一定の経費が必要となります。

移動期日前投票所は、すでに他自治体において導入事例があり、公職選挙法も、必要な要件を満たした上で、選挙管理委員会が期日前投票所として設置することは、一般的には可能であると認識しております。

ただし、実際に本町で導入する場合には、投票所の設置場所、開設時間、告示方法、選挙管理者（後ほど訂正あり）・立会人の配置、選挙人名簿の照合方法、投票箱等の管理方法について、法令に適合しているかどうかを慎重に確認する必要があります。

そのため、導入を検討する際には、香川県選挙管理委員会や導入実績のある自治体にも確認しながら、制度上・実務上の整理を行う必要があると考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

はい。もちろん執行体制の確保や二重投票の管理ですね、通信、電話ですね、浜田市の方も電話の方でやりとりしているということもお聞きしました。また、経費の面については、初回のときよりかなり減っていた印象があります。

そこで執行部からなんですけども、人員配置の整備は、費用などの面で課題があると答弁ありますが、しかしながら、浜田市では、投票率向上ではなく住

民の投票権を実質的に保障するという観点から、制度導入を進めていました。

豊島は離島であり、小豆島と比べて、期日前投票への負担が大きいことは明らかです。

そこで再度お伺いしたいと思います。現在、豊島における期日前投票ができない状況について、町として住民サービス上の課題があると、認識があるとの回答がありましたが、また、移動期日前投票所については、費用対効果だけではなく、住民の投票権行使の機会を保障するという観点から、検討すべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の再質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、住民の利便性向上と選挙の適正執行の両立を図るため、先進自治体の事例や、本町の実情を踏まえ、土庄町選挙管理委員会において、調査、研究とともに、具体的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

はい。わかりました。

具体的な検討していただくということで、今後の考えですねそれを、最後に確認したいと思います。

離島地域では、投票したくても簡単には投票ができないという状況が生じやすく、行政には、地域の実情に応じた投票環境の整備が求められております。視察先の事例では必要な整備や、秘密保持が確保されれば、移動期日前投票所の設置は可能であると確認されております。

私はまず、豊島地区住民への最新のニーズ調査、先進自治体の事例研究、実証実験や試験導入の検討などから始めることが有効ではないかと考えております。

そこでお伺いいたします。豊島への移動期日前投票所導入について、今後調査研究を進める考えはあるのか。実証実験や試験導入を検討する考えはあるのか、町長の前向きな答弁をお願いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

先ほど総務課長から答弁いたしましたとおり、豊島地区の 3 自治会長からは期日前投票を実施してもらいたいのご意見をいただいております、町といたしましても、何とか実施したいと考えております。

そこで、たちまち移動式は無理ですが、期日前投票期間中の 1 日、豊島公民館において期日前投票所を開設することを検討しております。具体的には、本年 8 月に予定されている香川県知事選挙において開設したいと考えております。移動期日前投票所につきましては、その結果等も踏まえ、また小川議員の先ほどいただいた意見も踏まえて、調査、研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

はい。このたび執行部から 8 月の香川県知事ですかね、その選挙から豊島地区において、期日前投票を実施していただけるという答弁をいただきました。住民の投票環境の改善に向けて、決断いただいたことに対して高く評価するとともに、感謝申し上げたいと思います。

現在、香川県においては、知事選挙での電子投票導入に向けた取り組みも進められており、選挙を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。

そのような中、土庄町においても、離島地域の実情に応じた投票環境の改善が図られることは、大変意義深いことであると考えております。豊島地区の住民の皆さまは、これまで期日前投票を行うために、小豆島へ渡る必要があり、地理的な制約による負担を抱えておりました。今回の取り組みは、単なる利便性の向上ではなく、住民一人一人の大切な投票権を保障し、誰もが公平に選挙へ参加できる環境づくりにつながるものです。

また、本年 3 月、総務建設常任委員会の行政視察で訪問した島根県浜田市の事例が、こうした制度改善の一助となったことであれば大変うれしく思います。豊島地区の住民が居住する地域によって不利益を受けることなく、安心して投票券を行使できる環境が整うことを期待し、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（濱野良一君）

5 番 井藤茂信君。

○5 番（井藤茂信君）

はい。5 番、井藤茂信です。

本日は、農業振興についてお伺いいたします。

土庄町では、剪定枝を粉碎しチップ化する実証事業を開始されております。この取り組みは、これまで処分に苦慮していた剪定枝の有効活用を図るもので

あり、廃棄物の削減だけではなく、チップを農業資材として活用することで、土壤環境の改善や雑草抑制、農業経営コストの削減など、農業振興や環境保全にもつながる重要な施策であると考えます。

特に、オリーブをはじめとする果樹栽培では、病虫害防除や隔年結果の改善のため、毎年の適切な剪定が欠かせません。一方で、剪定によって発生する枝の処分は、農家にとって大きな負担となっています。

そこで、事業の実施状況と効果の検証結果について伺います。また、今後の本格導入に向けた課題認識と展開方針について、町の考えを伺います。お願いします。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

井藤議員のご質問にお答えいたします。

土庄町における剪定枝等の粉碎・チップ化実証事業は、令和 7 年度から実施しております。実施方法としましては、剪定枝等の粉碎を希望する認定農業者や認定新規就農者、多様な農業人材認定者などの農業者を対象とし、粉碎機を設置しております旧小豆島やさい工房まで搬入していただいております。

令和 7 年度の利用実績としましては、剪定枝を搬入していただいた事業者は 1 事業者でございます。樹種はオリーブで、搬入量は軽トラック 20 車となっております。また、粉碎したチップの活用につきましては、3 事業者から活用希望がございました。搬出量は軽トラック 6 車でございます。稼働率から申しますと、十分に活用されているとは言い難い状況であると認識しております。

剪定枝をチップ化する最大の目的は、議員のおっしゃるとおり、焼却処分の削減や廃棄物の減量、資源の再利用であり、チップの活用効果としましては、粉碎したチップを土の表面に敷くことで日光を遮り雑草の繁殖を防ぐ効果のほか、土壌を改良する有機肥料としても活用できると考えておりますので、定期的に農業者に周知するなどチップの利用を推進してまいります。

今後の課題としましては、剪定枝を搬入したいが、旧小豆島やさい工房まで持って行けない方もいらっしゃるかと伺っております。町としましては、粉碎機を地区巡回させるなど、利用者の増加につながる方策について検討しているところでございます。

○議長（濱野良一君）

井藤茂信君。

○5 番（井藤茂信君）

はい。今、回答ありました、本事業の対象者にある多様な農業人材認定者について、どのような農家さんや事業者がこれに該当するのか、お伺いいたします。

す。お願いします。

○議長（濱野良一君）

塩見課長。

○農林水産課長（塩見康夫君）

井藤議員の再質問にお答えいたします。

多様な農業人材認定制度は、兼業農家や定年帰農者など、地域農業に貢献する意欲のある農業者を支援するため、令和 6 年度に香川県が創設した制度でございます。認定を受けるための主な要件としましては、営農を 5 年以上継続する意欲があること、また、農産物の販売金額を 50 万円以上目指すことなどとなっております。認定を受けますと、農業用機械等の導入や、ビニールハウスなど、遊休施設の整備費用などの補助を受けることができます。

この認定制度は、昨年度まで、4 月から 7 月までを第 1 期申請期間とし、9 月に認定されておりました。また、第 2 期として、10 月から 1 月までを申請期間として、3 月に認定されておりました。

今年度から制度の見直しにより、随時申請を受け付けしており、申請から約 2 カ月で認定を受けることができるようになっております。

令和 7 年度末時点における土庄町の多様な農業人材認定者は 11 名でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

井藤茂信君。

○5 番（井藤茂信君）

はい。ありがとうございます。

剪定枝を搬入したくても、事業実施場所まで持って行けないという声があるとお聞きしました。粉碎機の地区巡回だけでなく、軽トラックの貸し出しや巡回ルートの循環など、利用者が利用しやすくなるような具体的な施策について、対象者の拡大になるようさらに踏み込んだ検討をお願いいたします。

ぜひ、事業を実証で終わらせることなく、現場で継続的に活用できる仕組みづくりにつなげていただければと思います。剪定枝をこれまでのように処分するものではなく、地域資源として有効活用する視点を持ち、農家負担の軽減、農地の保全、環境負荷の低減、さらには循環型農業の推進につながる政策として、前向きに検討していただくことを要望いたします。

続いて、農業支援についてお伺いします。農業機械や資材価格高騰が続く中、農業経営は厳しい状況に置かれており、特に小規模農家や高齢農家においては、農地の管理や剪定枝を処分にかかる費用と労力が大きな負担となっていると思います。前の質問で述べた剪定枝チップ化事業の効果をさらに広げ、農家の負担軽減と循環型農業の推進を図るためには、粉碎機をはじめとする農業機械の

導入支援が有効であると考えます。

そこで、農業振興及び農家の経営負担軽減の観点から、農業機械導入支援や粉砕機導入支援について、町はどのように考えているのかお伺いいたします。お願いします。

○議長（濱野良一君）

塩見課長。

○農林水産課長（塩見康夫君）

井藤議員のご質問にお答えいたします。

土庄町独自でこれまで実施した農業機械等導入支援としましては、令和 3 年度と 5 年度に国の臨時交付金を活用し、農林水産業活性化緊急支援事業やスマート農業支援事業等を実施してまいりました。これらの交付金により粉砕機等を導入した農業者、農業法人等は合計 6 事業者ございます。粉砕機以外では、ハウス用機材やハンマーナイフ、運搬車等の導入要望があり、令和 3 年度では 20 事業者、5 年度では 26 事業者に対し支援いたしました。

また、今 6 月定例会におきましても、物価高騰対策として、設備投資を行う農林水産事業者を対象とした活性化緊急支援事業の補正予算を上程しております。

また、先ほど申しました令和 6 年度に香川県が創設した多様な農業人材として認定を受けた兼業農家や定年帰農者も支援対象としており、今年度の支援対象者は、令和 5 年度と比較し、11 名増となっております。町としましては多様な農業人材の認定相談を強化し、さらなる増加につながるよう取り組んでまいります。

そのほか、香川県においても、昨年度末から物価高騰対策として、農業機械の導入や農業用資材購入補助など農業者向けの支援を行っているところでございます。町としましては、香川県をはじめ農業関係機関と連携し、これらの制度を有効にご活用いただけるよう、農業者等に対しまして周知徹底に努めてまいります。以上です。

○議長（濱野良一君）

井藤茂信君。

○5 番（井藤茂信君）

はい。農業支援については、町としてもいろいろ検討していただくことがあるとわかりました。

農業は地域資源、地域経済を支える基幹産業であるだけでなく、美しい景観の維持、防災機能の確保、さらには地域コミュニティの維持にも大きな役割を果たしていると考えます。

今後、持続可能な地域農業を守り育てていくため、地域資源を有効活用した

循環型農業の推進と、農業に寄り添った支援体制のさらなる充実を強く求め、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱野良一君）

2 番 石井亨君。

○2 番（石井亨君）

はい。2 番、石井亨。法定外目的税について、その在り方等について一般質問で伺いたいと思います。

まずですね、現在土庄町では、宿泊税の検討に入っている。その一方で、報道によりますと、香川県でも宿泊税の検討に入っているというこういう状況があります。

まず冒頭にですね、改めてそれぞれの宿泊税の検討目的を伺いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

税務課長 三枝恵吾君。

○税務課長（三枝恵吾君）

石井議員のご質問にお答えいたします。

まず、小豆二町の宿泊税導入検討の目的についてであります。小豆島・豊島において観光産業は、地域経済の活性化や雇用創出において重要な役割を担っており、土庄町と小豆島町の両町が連携し、観光客の受入れ環境の整備や観光資源の魅力向上に取り組んできました。

しかしながら、人口減少、高齢化などにより、両町の財政は、今後ますます厳しくなることが予想される一方、観光ニーズの多様化、インバウンドの増加など、観光形態が大きく変化する中で、観光客にとって魅力的な観光地であり続け、選ばれる観光地であるためには、今後も継続的な財政措置が必要であり、できる限り安定的な財源の確保を図っておく必要があるとの観点から、宿泊税の導入を検討しているものです。

一方、香川県の検討目的については、県の検討委員会の資料からによりますが「今後の観光施策の方向性として、多様化する旅行ニーズに対応した誘客滞在の促進、受入環境整備を含めた持続可能な観光地づくり、インバウンド誘客の一層の促進などの観光施策を確実に実施していくために、新たに観光施策に特化した安定的かつ継続的な一定規模の財源の確保が必要である」と記載されております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

はい。ありがとうございます。

一般的にですね、多くの観光客、来ていただきたいと思いますが、来ていただく一方で、ごみの対策とか、トイレ、あるいは多言語化ですね、それから交通インフラ関係とか、安全対策とか、課題が増えてきて行政コストが増える。

その一方で、消費が伸びても消費税など主要な税源、これ税金というのは国に入っていくというこういう状況の中で、基礎自治体にはなかなか還元されにくい。そうしたことからですね「観光客が増えれば増えるほど赤字になる」この言葉は、世界遺産宮島を抱える廿日市市の松本市長の言葉ですけど、現在の財政の構造とかですね、税制上の基礎自治体が置かれた実情というのは、そういう立場にある。

だからですね、受益者にも一部負担をお願いして、安定的な財源を確保しないといけないというこういう認識で、これらの議論が行われているというふうに私は認識してるわけですけど、これは、この認識は町としても同じような認識だというふうに考えて大丈夫でしょうか。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

石井議員のご質問にお答えします。

現在の税制構造において、観光消費の拡大が、必ずしも基礎自治体の税収増に直結していないというのは、議員ご指摘のとおりであります。

例えば、消費税は10%のうち7.8%が国税で、地方消費税は2.2%です。

一方観光は、関係人口、交流人口を増やし、地場産業への幅広い波及効果をもたらし、雇用の拡大や移住定住にもつながるといった効果を持ち合わせております。

だからこそ、小豆島・豊島において、地域の活力を維持していくためには、観光振興施策は、今後とも重要であると認識しております。観光客が増えると、それに対応するための町の支出が増えるというのは事実であります。そうした中でも、観光振興は小豆島・豊島にとって極めて重要でありますので、観光資源を磨き上げるとともに、住民生活と調和した質の高い観光地としての環境整備を図るための、財源の一助にしたいというのが、宿泊税の検討理由でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2番（石井亨君）

はい。観光政策自体を推進する必要があると思っています。

それからもう1つ、それなりの数の方がいらっしゃっているわけですから、

それに必要なインフラなりサービスの整備をするその行政コストというのは、やはり受益者である観光客に、一部負担をお願いするというのは、本来道理にかなっているんじゃないかと私はそう考えております。

実際ですね、商工観光課においては、今議会の資料だけでも非常に盛りだくさんな提案が出ていまして「観光により持続できる島、小豆島を実現するための環境整備」それからですね「人事分析による観光地の需要分析測定」をやる、あるいは「ビジターバースの整備」をですね大坂城の残石公園でやる。それから、土庄港の整備計画というのを具体的にイメージしていこうというのはこれが新しく出てきてるわけです。で、その中でですね、ありがたいことにいろんな寄付者などがあって、ふるさと納税などの財源でできる事業もありますし、また一方で国にいろんな補助金申請を行っているというこういう状況ではありますが、必ずしも 10 分の 10 ではない。その中でですね、やはり独自財源をどのように確保していくか。それをですね検討するというのは、必要な課題だというふうに思っております。

これは、商工観光課もやっぱり非常に切実に感じる部分ではないかなと思うんですが、商工観光課の見解を伺えればと思います。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるようにですね、観光対策の各事業に独自財源の確保というのは、重要であるというふうに認識しております。以上です。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

はい。その上でですね、少し私が違和感を感じる部分があって、先へ進んでいきたいと思うんですが、一般的にですね、マクロの議論の中で「オーバーツーリズム対策あるいはマスツーリズムへの対策として、個別の現場で取り組む主体は、基礎自治体かもしくは DMO ですと、そしてですね、その行政コストの増加分の負担は受益者である観光客に求めるべきだ」これはもう定説的に言われている構造だと思います。

その一方でですね、地方財政だけの考え方というと、観光振興というのは、地域の疲弊を招いてしまうリスクにもなりうる。こういう言い方をすることがある。どういうことかと言えば、身近な具体例で考えるとこういうことなのかなあと。豊島の交流センターの玄関、家浦の玄関口ですね、豊島の交流センターのトイレの容量の話がこの議会でもしたことがあると思います。40 人槽とい

うこの浄化槽規模に対して、瀬戸芸の期間中はですね1日往復2000人近くが通過する。そうすると完全な容量不足ですよってこういう事態が発生する。豊島の在住人口700人に対しては、これで十分な容量ですけど2000人が通過してしまうと、当然容量不足が起こる。その対策が必要であるということにはなってくるわけですが、これが観光に対する行政コストの増加分であるということになる。

一方でですね、地方財政計画の基礎ってのは人口規模ですから、観光客の動静ってのは加算されてないというのが原則なんだと思いますね。そうすると、じゃあ、ここへの財源で事業をやるかということになると、本来住民の生活のために設定されているところから回さなくちゃいけないという事情が地方の基礎自治体には起こってしまいますよっていうこういうことなんだろうな。昨年、それから前回も含めてですね、これ以外にも豊島の場合で言うと、例えば町独自で予算を組んでいただいて、土日には、あるいはもう1回前になると、期間中ずっとですね、救急救命士のOBを派遣していただいたりとか、ただこれはそれなりの専用財源があるわけではなくて、一般的な財源全体の中から何とかして捻出しないといけない。結果として、本来住民生活のために、用意されていたはずの財源がそこへ消費されていく、こういうことが起きがちなので、地域の疲弊を招くリスクがありますよという財政構造上の指摘があると。その財源枠を賄うためにですね、今回宿泊税の検討ということがあったんですが、私は日常的にですね、観光客の動きを見るのは豊島で見ることがほとんどなので、そうするとですね、どこにちょっと抵抗感、違和感を感じるかっていうと、ほとんどの人は豊島で宿泊していない。もし、小豆だけではなくて県内の各地の基礎自治体が宿泊税をやりますよというこういう話になるとですね、いや、その宿泊税がほとんど高松へ落ちてしまうんじゃないでしょうかと見えてしまうわけですよ。そうしたときに、高松市が豊島のトイレの改修工事やってくれるんでしょうかっていうと、なかなかそうはならない。豊島で見るとこういうふうに見えてしまうんですね。小豆島もちょっと傾向としては似ているんじゃないかと思うんですが。

そこでですね、小豆島の観光客、あるいはその宿泊者数の動静がどういうふうになっているのか。その実情をご説明いただけたらというふうに思います。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

小豆島についての観光客数等々の動向ということでございますが、小豆島観光協会の資料等によりますと、コロナ禍前は小豆島の観光客数がおおむね110

万人前後、宿泊者数がおおむね 45 万人程度で推移してきておりました。しかしながらですね、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客数及び宿泊者数は大きく減少しました。

コロナ禍以降ですね、観光客数は徐々に戻りつつありまして、令和 6 年で約 98 万人、令和 7 年で約 105 万人と回復傾向にあります。

一方、宿泊者数については、令和 6 年で約 28 万人、令和 7 年で約 30 万人となっており、コロナ禍前の水準には回復していないという状況となっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

ありがとうございます。そうするとあれですね、コロナ前とコロナ後を比べると、ちょっと宿泊者の比率は下がっているという状況になっていますね。豊島にやっぱり小豆島の状況は似ているという傾向があるんだと思います。その点で考えたときにはですね、香川県が徴収するっていうのは、1 種の合理性があるのかなあというそういうふうに思うんですが、ただ、それは各市町に再分配されればの話っていうことになるんだろうと思うんですね。

実はですね、去年の瀬戸芸の実行委員会からいろいろ意見を聞かれたときに私の方もですね、宿泊税を導入するなら県がやって再分配するという考え方のほうが、ある意味合理的なんじゃないだろうかという意見を述べたことがあります。繰り返しになりますが、これは再分配されるということが前提での話なんですけど。

ただですね、現実には市町が所管する観光課題とかインフラ整備、それから香川県が所管する観光課題、あるいは観光インフラ整備ってのは、対象が異なるので、中間自治体とはいえ香川県も市町同様に、やっぱりたくさん人が来て欲しいけど、来ていただくと行政コストがかかる。だから、財源が欲しいというこの事情は一緒なんだろうな。そうするとですね、県の独自財源ですよと言われたときには、ちょっと土庄町としてはしんどいなというふうにこう感じます。

その状況の中でですね、県の進捗状況ですね、検討の進捗状況とか、あるいは固有財源として検討されているのか再頒布の方向性があるのか、そういうところが、もし現時点でわかるのであればですね、お答えいただけたらと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

石井議員のご質問にお答えいたします。

香川県の池田知事が令和 8 年 2 月定例県議会において、県においても宿泊税の検討を進めたいと表明し、先月 5 月 11 日の定例会見では、県内で一律の制度であることが望ましいとの考えを示しており、また、5 月 20 日には、第 1 回の検討委員会が開催されたところでございます。

このような県の動きの中、香川県から宿泊税検討表明に基づく要請を受け、現在は県における検討の進捗を注視している状況であります。香川県から使途についても市町への配分についての素案など示されていない状況であります。

ただし、市町への配分は当然あるものと認識しており、要望もしているところでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

それです、その上でその配分されるという可能性というか、そこを期待している、あるいは要望しているという前提があるわけですが、県内他市町です、現状、宿泊税を検討しているところ、ちょっと複数の質問も一緒にしますが、他市町で検討しているところがあるかというのが 1 点。

それから、土庄町は 2028 年を目指すということで検討作業に入ったと思うんですけど、県には年次目標というのがあるのかどうかということ。この 2 点ちょっと続けて質問したいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

石井議員のご質問にお答えいたします。

県内では、小豆二町と琴平町が、市町レベルで先行検討しております。その他の市町については、お聞きしておりません。

それから、香川県の年次目標があるかのご質問でございますが、香川県から早期の導入に向けて最大限努力したいとお聞きしているところでございます。詳細な時期は存じ上げておりません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

その上でですね、現在のわが町の検討状況というのは、ちょっと県の様子見みたいな状況が少し出てるんだと思いますが、どういう状況で、そして、検討のフローとかロードマップに相当するようなもの、これはすでにあるのかどうかという状況をちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

石井議員のご質問にお答えします。

検討状況でございますが、令和 7 年 6 月に、土庄町と小豆島町と合同で小豆二町宿泊税検討委員会を設置し、6 月 24 日に準備会、同年 12 月 5 日に第 1 回の委員会を開催いたしました。

検討委員会のメンバーは、大学教授などの有識者、宿泊施設の代表者、観光協会などの観光事業者及び両町の商工会の代表者、計 9 名で構成されております。

6 月 24 日の準備会では、宿泊税検討の背景、観光財源の検討、アンケートの実施などについて、主に事務局側から説明いたしました。

12 月 5 日の第 1 回委員会では、アンケート調査の報告、先進自治体の事例報告、導入しようとする宿泊税制度のたたき台を説明するなどして、意見交換を行いました。

アンケート調査は、宿泊事業者向けと観光事業者向けに行い、そのうち宿泊事業者向けは、小豆島及び豊島の全宿泊施設 170 件を対象に実施し、63%に相当する 107 件から回答をいただきました。

その結果につきましては、施設の種別としては、民宿、ペンション、民泊が半数を超え、規模では 10 室未満が大半を占めていること、「観光振興施策の財源として宿泊税は理解できる」が 57%、「1 人 1 泊 200 円程度なら宿泊者数に影響は少ない、または変わらないと思う」が 55%と、過半数の理解が伺えた一方、宿泊税の申告や納入等の事務負担への懸念などが寄せられております。

小豆二町といたしましては、令和 9 年度での導入を目途に検討していくこととしていたところ、本年 2 月に、香川県が県議会本会議において、県として宿泊税を検討する旨を表明し、県における検討と歩調を合わせるよう要請があったことから、小豆二町における検討は、現在中断している状況となっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

そもそも法定外目的税、今回、宿泊税ということですけど、新しい税を創設するとかいう形になるとですね、小豆で考えたときとか基礎自治体の単位でやってるときって、これも一般論なりますけれども、比較的税源の規模感というのは小規模になる。それと、景気の動向の影響って非常に受けやすいので、安定財源として確保できるか十分な検証が要るとかいうこういう課題があり

ますし、実際にやっていく上でもですね、徴収事務システムの負担、それから、観光目的以外ですよ、出張とか冠婚葬祭で来た人をどうするかとか、検討する課題ってすごくいっぱいあるんだろうな。

それからもう 1 つはですね、目的税ですから、税收の使途が不明確になりやすい。この部分をどういうふうにきちんと体系づけていくか、理解を得て施行するにあたっては多くの課題があると思います。

県との実質は、県と事務レベルでいろんな議論があるんだと思いますけども、それなりのスピード感を持って審議をしないと課題はものすごくあるのかなあというふうに思っています。さらに今回、県が徴収するという構想を立てたものですから、そうすると、今の再配分なのか、それとも「単価モデル」で二階建てにするのか「連携モデル」でやるのか。この辺は総務省を交えての調整になるのかなという気がしますが、こういう新しい検討課題も出てくる。

そうすると、私が思うのは県が検討していく、遅れをとることなく町としてはこう考えますよという議論をしていかないと、県の考え方が全部出てきてからこっちも考えてみますというのでは、ちょっとそれは手遅れになるのじゃないかっていうそういう懸念もありましてですね。できるだけですね、町の計画、あるいは小豆島としての構想というのを、考え方というのを、早期に明確にしておくという必要性があるんじゃないかと思っておりますので、その点は要望しておきたいと思います。

その上でですね、不確定要素って非常に多い。わからないことだらけってのが現状なんですけど、今後、議会としてこの議論にはどういうふうにかかわれる機会が設けられる想定なのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

三枝課長。

○税務課長（三枝恵吾君）

石井議員のご質問にお答えいたします。

町議会に対しましては、小豆二町の検討委員会の進捗状況に合わせて、報告させていただき、ご意見等をお伺いさせていただきたいと考えておりますが、先ほど申し上げたとおり、香川県が宿泊税を検討する旨を表明し、県による検討と歩調を合わせる要請があったことから、小豆二町における検討は現在中断している状況でございますが、進捗があり次第、議会の方に報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

はい。県と歩調を合わせてということで、十分相談しながらですねやってい

ただけたらとは思いうんですけれども。それがどういう形になるのかっていうのは、全然見えてはきていませんけれどもですね、場合によっては二階建て課税みたいな可能性も出てくる。いろんな課題がこれから出てくるわけです。

そういう中でですね、もう 1 つちょっと懸念というか、課題というふうに思っているところがありまして、それは何かということですね、いま冒頭で質問しました宿泊の状況がどうなっているのか、というこういう話なんですけど。

その香川県も長期の滞在を誘導するような形で政策をやりたい、その財源が欲しいということだと思いますが、県内全体では、雑ばくな数字で言えば年間 1000 万ぐらいの観光客が入ってきて、半分ぐらいが宿泊しているという数字が出てきます。さらにその半分は、高松市内で宿泊しているという、おおよそそれぐらいの数字なんですけど、この宿泊の率がどんどん下がっているという状態であって、この動静が変わる、人の観光のパターンが変わってしまうと、宿泊税って非常に不安定になるなというその部分がもう 1 つの懸念材料でしてですね。

ここで 1 つお願いをしたいなと思うのはですね、この議会でもおそらく議論としては出てきたことがあるんだと思うんですけど、島に入る方の「入島税」の考え方ですね、この部分がやっぱりきちんとこうやっぱり並行して研究されていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

さっきの豊島の例に戻るとですね、瀬戸芸の年には、実績というのは 2025 年で 14 万 5000 入っていますよというこういう状態になっている。で、この密度って、もし年間通しで入れば、年間 700 倍ぐらいの観光客、対在住人口 700 倍ぐらいの観光客入ってくるという数になるんですね。そうすると、当然、いろんな行政コストが上がっていくということになりますから、それを観光客に負担してもらいましょうって、その考え方は、僕はそれでいいんじゃないかとか、正しいというふうに僕も認識しています。

それをじゃあどうやってお預かりするかということを考えたときに、宿泊税ではなかなか実効性が担保しにくいんじゃないかっていう懸念がある。その意味ではやっぱり、いろんなところでアプローチされてます、取り組みが行われてますけれども、訪問税的なもの、「入島税」的なものの方が平等に負担していただけるという部分と、それと宿泊の比率の変動にはほとんど影響受けないというこういう意味があってですね、すでに導入している事例としては広島県の宮島があります。ここは世界遺産ですなので状況が少し違うかもしれませんが、それ以外にも沖縄県の竹富島とかですね。竹富町内では 9 島に対して入島税がかかっていると。ここだと、1 人 1000 円という形で課税しているということなんだそうですが、宮島の場合 100 円ですね。年間パスのような形で 5000 円、年額制だったら 5000 円。佐渡島も検討しているというこういう状態があり、「入

島税」という言い方はしません「いりしま税」という言い方はませんが「環境協力税」という形ですね、これも沖縄のたくさんの離島ですでに実施されている課題はたくさんあると思うんですよ。

海外でもベネチアだとかですね、バリに至っては、インバウンドのみ、つまり外国人のみに課税するというこういうやり方をやっている、各地でこういう事例があります。

ぜひ、ここでお願いしたいことが2つありましてですね。1つは「入島税」というものもやっぱりちょっと並行して、真剣に検討していただけないか研究していただけないかなあという部分ですね。どっちをやったとしてもやるとしても難しい課題はいっぱいあると思います。この点が1点。

それとですね、もう1点は、従前から繰り返しお願いしている宿泊税で、今の分配をやるんですみたいな形で議論するとき、どうしても小豆は、あるいは豊島は、どれぐらいの人を受け入れてくれるのかという実績数字が必要になります。瀬戸芸での実行委員会発表の来訪者数、訪問者、観光客数ってのは発表されてるけれども、それ以外の年が全く状況が把握できてないという状態があって、現実の生活感としてはですね、やっぱり夕方4時の宇野行きの便は積み残しの可能性があるから、早く港へ行かないといけないってこれ、もう生活の場の認識になってきています。相当な数が動いているはずと思うんですけど、それが把握できていない。県ときちんと議論をする段階では、この数が根拠になってくると思いますので、ぜひですね、この数の把握の工夫をしていただきたい。

この2点を今日の質問のお願い事項、要請事項として、私の質問を終わりたいと思います。以上です。ありがとうございます。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開時間は10時55分を予定いたしますので、それまでにお集まりください。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時55分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

先ほどの休憩中に総務課長より、先ほどの答弁の中で発言の訂正の申し出がございました。

ここで総務課長の発言を許しますので、よろしく願いをいたします。

○議長（濱野良一君）

濱口総務課長。

○総務課長（濱口浩司君）

先ほどの小川議員のご質問に対しまして、移動期日前投票所の確認事項につきまして、私の方から「投票管理者」ということが正確なところでございますけれども、「選挙管理者」と言い間違えてしまいました。

訂正してお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（濱野良一君）

一般質問を続けます。

11 番 宮原隆昌君。

○11 番（宮原隆昌君）

11 番、宮原です。

小豆島八十八ヶ所霊場や文化財を観光資源としてさらなる地域活性化について質問いたします。

小豆島の観光は、自然やアート、グルメだけでなく、かなり深く「宗教文化」と結びついていると言えます。特に中心となるのは「遍路文化」と「山岳信仰」で、まず代表的なものが「小豆島八十八ヶ所霊場」です。

これは四国遍路にならって江戸時代に整備された巡礼ルートで、島内に八十八の札所があり、小豆郡史によると、1686 年頃に創設され、それ以前から島に

は、修験者や山岳信仰の文化があったとされています。そして、この巡礼文化は、単なる宗教行為ではなく、現在では「観光資源」になっています。

さらに、島の祭りや芸能も宗教と密接であり、秋の太鼓祭りや肥土山の虫送り、農村歌舞伎などは、五穀豊穰や厄除けを祈る宗教的行事として始まり、現在は観光イベントの一面もあります。

その中でも特に「お接待文化」は、お遍路さんにお茶やお菓子をふるまう風習で、今でも小豆島に残っております。小豆島は、宗教資源を観光に活用しやすい条件がかなり揃っていると言えます。

そこで小豆島八十八ヶ所霊場や農村歌舞伎など、小豆島の文化財をさらに観光資源として活用するには、「巡礼文化」「島の暮らし」「瀬戸内アート」「国際交流」を組み合わせることが重要で、単なる「お寺巡り」ではなく、「体験型・滞在型観光」に発展させることで、若年層や海外観光客にも広げられると思いますが、今後、土庄町で考えられるこれらを生かした活性化プランについて問います。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

それでは、宮原議員のご質問にお答えいたします。

小豆島八十八ヶ所霊場は、開創から長い歴史を持ち、本町の歴史的・文化的資源として稀有なものであると同時に、島民の精神文化や暮らし、また伝統行事などにも深く根ざしております。近年では、癒やしや健康づくりを目的としたウォーキング、あるいはインバウンド旅行者の関心を集めるコンテンツとしても注目されており、地域の観光振興において大きなポテンシャルを秘めていると認識しております。

一方で、行政として特定の宗教団体を直接的に支援したり、宗教活動そのものを助長・促進することは控えなければならないなど、踏み込みにくい側面もあります。

しかしながら、霊場や遍路道が持つ「歴史的・文化的遺産としての価値」や「地域振興・観光資源としての魅力」に着目し、公益的観点からこれを活用し、環境整備を行うことは、行政として果たすべき役割であるとも考えられます。

これまでも、小豆島山岳霊場での護摩焚き体験や阿字観瞑想体験ツアーの開催、ガストロノミーコンテンツを活用したお遍路で楽しむ小豆島の食文化体験ツアーの開催、また遍路道を活用したハイキングコースの整備や、小・中学生や学生を対象とした卒業遍路など、小豆島の霊場を活用した多くの事業が実施されてきております。また両町で策定しました「小豆島観光ビジョン」においては、基本戦略として「小豆島ならではの体験コンテンツの強化を図る」こと

が記されており、そのアクションプランでは「歌舞伎、太鼓、お遍路」といった和文化を体験できるコンテンツを造成することとされているところです。

町といたしましては、小豆島八十八ヶ所霊場会関係者の皆さまの自主性や、信仰の場としての厳粛さを尊重し、適切な距離感を保ちつつ、文化の継承や地域経済の活性化という共通の目的に向けて、連携、協力できる分野において積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 岡本高志君。

○生涯学習課長（岡本高志君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

生涯学習課からは、文化財の観光振興への活用についてお答えをいたします。

近年、国においては文化財保護法が改正され、従来の保護という視点に加え、文化財を地域活性化の原動力として活用していくという方向性が打ち出されております。本町におきましても、貴重な財産を次世代へ確実に継承していく保護を前提としつつ、それをいかに観光振興に結び付けていくかという活用の視点についても、あわせて考えていく必要があると認識をしております。

議員ご提案の、文化や文化財を生かした体験型・滞在型観光につきましては、関係人口の拡大や地域経済の活性化において、一つの有効な視点であると考えております。

しかしながら、文化財は一度損なわれてしまうと二度と元に戻らないという点や、担い手不足などによる継承の難しさといった課題を抱えております。

そのため、過度な観光利用によって文化財の保存環境や伝統的な価値が脅かされることのないよう、適切なルールづくりなど、慎重に見極めるべき課題も存在いたします。

一方で、全国的な知名度や希少性が乏しい一般的な文化財では、なかなか集客が難しいという観光現場における実情もございます。

このようなことから、観光振興を所管する商工観光課をはじめとする関係機関とも緊密な連携を図りながら、本町の文化的財産を適切に守り、持続可能な形で観光資源として活用できるよう、また、単体では訴求力が弱い文化財であっても観光資源として有効に活用する方策などについて、知恵を出し合って研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○11 番（宮原隆昌君）

詳しく説明していただきました。

小豆島観光協会によりますと昨年、2025 年、小豆島に来られた観光客は 105

万 6000 人で、そのうち宿泊された観光客は 30 万 8842 人、その中で、外国人は 5 万 1331 人、外国人のうち、最近多く見られる台湾からの観光客は、約 2 万人前後と聞いております。日帰りですと、さらに相当な数になります。

また、先ほど商工観光課長から答弁ありましたが、小豆島観光協会において、今後 5 年間で取り組む、基本戦略に基づくアクションプランの中に、小豆島での体験コンテンツを図るということで「農村歌舞伎、太鼓まつり、お遍路」といった文化を体験できるコンテンツを造成するという取り組みがなされており、今年は池田地区の長勝寺や保安寺を中心に、そして来年度には西光寺を中心に迷路のまちの観光コンテンツの造成やプロモーションフィルムの作成が計画されていると聞いており、大変期待しているところです。

そんな中、西光寺には先日台湾から、中国や台湾で広く信仰されている「媽祖（まそ）の神様」をお招きしており、これを観光資源として活用することは、台湾との交流を結びつけるユニークな取り組みになり得ると思います。

行政と宗教、難しい一面もございますが、最後に私が現役時代にお仕えした三木佑二郎元町長が、以前書かれた書物の中に「小豆島にはまだまだ隠れた魅力がいっぱいあるが、私は景色と食と特産物に加えて、お祈りとかお参りのように、心に安らぎを与える要素が必要だと思っている。したがって島の歴史や文化に貢献した八十八ヶ所めぐりを島の観光に加えることは、小豆島の新しいイメージを作る重要な条件になる」と書かれていることを紹介して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱野良一君）

3 番 森英樹君。

○3 番（森英樹君）

3 番、森英樹です。

今回の私の一般質問でございますけれども、ハザードマップの活用と、高齢者に配慮した防災情報などについて質問させていただきます。

今年の 4 月に全戸配布されました改訂版ハザードマップは、過去の災害写真も掲載され、津波、洪水、高潮、土砂災害、ため池、液状化など、地域ごとの危険箇所が確認できる、いろんな情報が満載されている大変有用な資料だと考えています。

6 月に入り、台風も接近してき、町内で被害も出ております。災害に対する意識を高めることが必要だと感じております。その災害から命を守るためには、ハザードマップを配布するだけでなく、住民一人一人が地域の危険性を理解し、実際の避難行動につなげていくことが重要だと思っております。

そこで何点か伺いたいします。

まず、今回の改訂版ハザードマップは、前回版と比較してどのような点が見直されていたのでしょうか。

同時に、災害時には、いろんな警報が出てきます。大雨警報、台風情報、また避難とか、避難指示とか、さまざまな防災気象情報が発表されます。町として、これらの防災気象情報と、ハザードマップを今後どのように、住民の避難行動へつなげていくお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

本町では、町民の皆さまに地域の災害リスクを正しく理解していただき、防災意識の向上と、いざという時の避難行動につなげていただくことを目的として、本年4月に新たな総合ハザードマップを全戸配布いたしました。

前回版との主な見直し点といたしましては、まず、用紙サイズがA2版片面からA1版両面に替わり、情報掲載が多くなりました。

表面には、町の特徴と町民自らが災害にあわせて的確な避難行動をとるために必要な、災害に関する情報及び共通事項を掲載し、家庭での備えや非常持出品、情報収集の方法など、平時から取り組んでいただきたい内容についても掲載しております。

裏面には、災害リスクを2つに分けて、上段に津波・ため池、下段に洪水・高潮・土砂災害のハザードマップを表示し、避難所や避難場所を分かりやすく明示して避難経路を確認しやすくしております。

町といたしましては、これらの情報を単に伝達するだけではなく、住民一人一人が「自分の住んでいるところはどんな災害の危険性が高いのか」、総合ハザードマップで自宅や地域の危険性をあらかじめ確認し、「どの情報が出たら、誰が、どこへ、どのタイミングで避難するのか」を事前に考えていただくことが重要であると考えております。

そのため、昨年から実施しています「逃げ道地図」作成の防災ワークショップを今年度も引き続き開催したいと考えております。このワークショップで総合ハザードマップの見方、避難所の確認、自宅周辺の危険箇所の把握、避難のタイミングなどについて、わかりやすく説明してまいります。

町といたしましては、総合ハザードマップを「配布して終わり」とするのではなく、住民の皆さまが命を守るための具体的な避難行動を考えるための基礎資料として、継続的に活用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

先ほどの答弁で、防災ワークショップを町内各々行っているということで、その中で各地区の認識を持って避難を行うというような考え方だと思います。

災害時には、ハザードマップを見るだけでなく、その時々に表示される防災気象情報を正しく理解し、行動することが重要となるかと思います。

近年は、線状降水帯情報や土砂災害警報情報、また避難レベルがありまして、避難レベル 3 で高齢者避難、これは 6 月 2 日に県内、東かがわが初めて、この新警報に基づいて、警報レベル 3 を出して、避難所を開設したというふうにも出ております。いろんな避難指示などの防災気象情報も多様化しております。町としてこういった防災気象情報とハザードマップを、どのように結びつけて、住民に周知していくお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、防災気象情報が先月から大きく変わりました。注意報や警報などの発令とともに、1 から 5 まで 5 段階の警戒レベルが示されることになり、危険度や避難行動の目安とするよう改善されました。

町といたしましては、総合ハザードマップを活用しながら、例えば、土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨警報や土砂災害警戒情報の発令やその警戒レベルに特に注意し、早めの避難を検討していただくこと、また洪水浸水想定区域にお住まいの方は、河川の水位や河川氾濫情報に特に注意していただくことなど、地域の災害リスクと発表される情報を結び付けて周知してまいります。

さらに、住民の皆さまには、平時から総合ハザードマップで自宅や職場、通学路、避難先の危険性を確認していただくとともに、気象情報や避難情報が発表された際には、「自分の地域にどのような危険があるのか」を踏まえて行動していただくよう、分かりやすい啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

3 番 森英樹君。

○3 番（森英樹君）

今、課長おっしゃられたような形でいろんな情報を受け取るんですが、けれども、防災情報が発信されても、高齢者の中には、情報の理解、また避難行動に不安を感じている方もおられるかと思います。

今回のハザードマップは内容が充実している一方で、「文字が小さい」、「情

報量が多すぎて、どこをどう見たらいいのかわからない」のような声も聞かれています。わが町の高齢化率も高い中、高齢者にもわかりやすい防災情報伝達について、町はどのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

総合ハザードマップにつきましては、限られた紙面の中で、複数の災害リスクや避難所情報、日頃の備えなどを掲載していることから、情報量が多くなり、文字や地図が見づらいと感じられる方がいらっしゃることは承知しております。

特に、本町においては高齢化が進んでおり、高齢者の方にも必要な防災情報が確実に伝わるようにすることが重要でございます。

そのため、町といたしましては、総合ハザードマップそのものの周知に加え、広報誌、防災行政無線、町ホームページ、スマホ土庄町役場などの手段も活用しながら、確実な情報発信に努めてまいります。

しかしながら、高齢者の方の中には、インターネットやスマートフォンによる情報取得が難しい方もおられますので、地域の声かけや見守り体制の充実が不可欠でございます。今後、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会などとも連携し、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者などに対し、地域の中で声かけや確認が行われる体制づくりにも努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

情報の入手というのは高齢者や障害の有無などにより、非常に難しい方もおられるかと思えます。地域の中での、先ほど課長の答弁でありましたように、声かけや見守り体制ができていれば、そういう方にとっていざというときに、安心、安全につながるかと思っております。

しかし、それにはまず地域の中で、どういう方が、どういう支援を必要にしているか、ということを事前に把握していることが必要ではないかと思っております。

その把握するための仕組みの 1 つとして、自治体に作成が義務づけられている「避難行動要支援者名簿」というのがあります。その避難行動要支援者名簿の整備状況と、自治会、また民生委員、自主防災組織などの地域関係者との情報共有についての現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

森議員のご質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法に基づき、災害発生時に特に支援を要する方の情報を把握し、円滑かつ迅速な避難支援につなげるため整備をしているものです。

本町において、避難行動要支援者として名簿に登録できる方は、①介護保険の要介護認定が 3 から 5 の方、②身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方、③75 歳以上の一人暮らし高齢者、④75 歳以上のみで構成される世帯の高齢者、⑤その他災害時に避難情報の入手、判断または避難行動を自ら行うことが困難で本人が希望する方、以上 5 つのいずれかの要件に該当する方でございます。

登録については本人の申請に基づく、いわゆる手上げ方式により、各地区の民生委員を通じて申請を受け付けており、令和 8 年 4 月 1 日現在の名簿登録者は 181 名です。

また、申請書と併せて、身体状況、かかりつけ医、緊急時の連絡先、避難支援者などの情報を記載した「個別避難計画書」も提出いただき、これらの情報を名簿情報として管理しております。

名簿情報の共有については、申請時に本人から同意をいただいた上で、自治会、民生委員、警察など避難支援に関係する団体や関係者に提供しております。これにより、平常時における避難行動要支援者の把握や見守り、災害時における安否確認や避難支援に活用していただくこととしております。

今後も、個人情報の適切な管理に留意しつつ、地域関係者との連携を深め、災害時の安否確認や避難支援に必要な体制の充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

その要支援者名簿、個人の同意がいったというような話で、個人のプライバシーが非常に載っている情報だということを認識しました。

先ほど、支援者名簿 181 名となっておりますけれども、この避難行動要支援者名簿に情報を載せていれば必ず避難支援が受けられるのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

森議員の再質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿への登録は、災害時の避難支援につなげるためのものですが、大規模災害時には、公的支援が行き届かない場合や支援者自身も被災する場合があります。このため、必ずしも確実な避難支援をお約束するものではないことを、登録者の皆さまにもご理解いただく必要がございます。

個別避難計画で支援者を定めている場合でも、特定の方だけに頼るのではなく、日頃から地域で声をかけ合い、共助による避難支援体制づくりを進めていただくことが重要であると考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

先ほどから避難行動要支援者名簿に付随してですね、個別避難計画ということが出てきますけれども、個々の詳細な状況を記載したものだということで、これらの情報は、避難支援を行う上で大変重要なことだと思います。

この個別避難計画書は、すべての申請者に作成されているのでしょうか。

また、現在の作成状況、また作成日等、また今後取り組み等わかればお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

令和 8 年 4 月 1 日現在の名簿登録者 181 名のうち 139 名が作成済みで、作成率は 77%となっております。登録申請をいただいた方の多くは個別避難計画が作成されている状況ですが、すべての申請者について作成が完了しているものではございません。また、作成されていても、一層、充実させる必要があるものもございます。

森議員ご指摘のとおり、個別避難計画は、避難支援を行う上で必要な情報を整理する重要なものであり、引き続き作成率の向上に努めていかなければなりません。

その上で、個別避難計画の作成を進めるためには、まず名簿に登録していただくことが前提となります。本町において、名簿登録の要件を満たす方は、最大で約 2800 名いらっしゃると思いますが、登録者は 181 名にとどまっております。このため、制度の周知をさらに進め、対象となる方に制度の趣旨をご理解いただきながら登録につなげていくことが重要であると考えております。

町といたしましては、これまでも広報誌やホームページによる周知を行うとともに、ケアマネジャーを通じた申請勧奨や各地区で開催する防災ワークショップでの制度説明などに取り組んでまいりました。

また、個人情報地域支援関係者へ提供することに不安を感じられ、登録

に至らないケースや、避難支援者の確保が難しいことなどにより、個別避難計画の一部項目が作成できないケースもございます。こうした課題に対しては、制度の趣旨や個人情報の取扱いについて丁寧に説明し、理解促進を図るとともに、自治会、自主防災組織、民生委員、福祉関係者など地域の関係者との連携を深めてまいりたいと考えております。

引き続き、個別避難計画の作成率向上と名簿登録者の増加に取り組み、災害時に実効性のある避難支援につながるよう取り組んでまいります。

また、議員各位におかれましても、避難行動要支援者名簿の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

個別避難計画については、もう個人がプライベートを承知して、出すというところで、人数的に非常にまだ少ないと、高齢化率の割には少ないんじゃないかと思いますが、行政だけの取り組みじゃなしに、地域全体で取り組んでいくべきものだと思います。

最後にハザードマップに戻りますが、今回のマップは地区ごとに作成され、それぞれ異なる災害リスクを掲示しております。

冒頭に地区別でワークショップしているというような話を聞きましたけども、自治会、自主防衛組織、防災訓練など地域災害に対してどのように活用していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

今回の総合ハザードマップは、地区ごとに災害リスクを確認できるようにしており、地域防災力を高めるうえで重要な資料であると考えております。

災害リスクは地区によって異なりますので、例えば、沿岸部では津波や高潮への備えが重要となり、河川沿いでは洪水や内水氾濫への注意が必要となります。また、山沿いや斜面地では土砂災害への警戒が必要であり、ため池の下流域では、ため池決壊時の浸水リスクを確認しておくことが重要でございます。

町といたしましては、自治会や自主防災組織において、今回の総合ハザードマップを積極的に活用していただき、地域の危険箇所の確認、危険場所や避難経路の確認、避難に時間を要する方への声かけ体制の確認、避難時に危険となる道路や橋、低地などの確認に活用していただくことを想定しております。

また、町職員による出前講座や地域防災説明会等において、地域ごとの災害

リスクを住民の皆さまと一緒に確認し、地域の実情に応じた避難行動を考える機会を設けてまいりたいと考えています。

防災は行政だけで完結するものではなく、自助、共助、公助が一体となって取り組むことが重要でございます。

町といたしましては、今回の総合ハザードマップを地域防災の共通資料として活用し、自治会、自主防災組織、民生委員、消防団、関係機関と連携しながら、住民一人一人の避難行動につながる取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

今、課長がおっしゃるよく理解できます。重要なのは、住民が地域の危険性を理解し、防災気象情報を正しく受け取り、適切な行動につなげることだと思います。

先ほど健康福祉課の渡辺課長がおっしゃったように、高齢者、避難行動要支援者、各名簿等の登録、個別避難計画の策定が地域の支え合いがなければできない問題だと思います。町民の命を守るために、いろいろ町の方も政策を行っておりますけども、この 6 月議会において、職員の防災士資格を取得していく施策を予算計上されておりますけども、これも防災に対する町の姿勢が垣間見ることができるかと思っております。

その知識を得た防災に関する知識ですね、職員が町民に広く伝え、町全体が防災意識の高い町になることを、町民の命を守るためさらなる取り組みを期待して、質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

9 番、日本共産党の福本耕太です。

それでは、早速 1 つ目の質問から入りたいと思います。

1 つ目は、財政調整基金の急激な増加についてですね、問いたいと思います。5 月の 27 日の自治会連絡協議会でも説明がありましたように、わが町の財政調整基金いわゆる貯金ですけれども、30 億円を超えており、私の知る限りこの近年でもないほど大幅に増加をしております。

支出面ではかなり切り詰めがね、行われてきた流れがあると思うんですけれども、歳入面でこれまでと大幅に変わった点について、まず詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 中村友幸君。

○企画財政課長（中村友幸君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

財政調整基金を含む町の財政状況につきましては、毎年度、決算特別委員会において、決算状況や基金残高の推移等ですね、総務建設常任委員会におきましては、中期財政計画の策定にあわせ、現在及び今後の財政見通しを、それぞれ説明しているところでございますが、改めてご説明させていただきます。

財政調整基金残高についてですが、平成 28 年度末には約 25 億円でしたが、その後、庁舎建設をはじめとする大型事業の財源といたしまして、基金を取り崩したことから、令和 2 年度末には約 16 億 2 千万円まで減少いたしました。

その後の 5 年間でですね、令和 6 年度末には約 30 億 6000 万円、7 年度末見込みでは約 30 億 5000 万円と、約 14 億円増加するに至ったのは、厳しい将来の財政見通しを踏まえまして、持続可能な財政運営を図るため、事業の優先順位付けや実施時期の平準化を徹底し、毎年度できる限り基金を取り崩さず、地道に積み立てていった結果でございます。

その上で、ご質問の歳入面での変化要因を申し上げますと、主として、普通交付税とふるさと納税寄附金の増加でございます。

普通交付税が増加いたしましたのは、算定の基礎となります基準財政需要額と基準財政収入額において、まず需要額の方は、地域デジタル社会推進費など新たな行政経費にかかる個別算定分でありますとか公債費ですねにかかる算定分などが増えた一方、町税等で構成される収入額の方は、ほとんど伸びておりません。こういったことから、結果といたしまして、令和 2 年度は約 29 億 2000 万円であったものが、7 年度には約 35 億 4000 万円となっております。

次に、ふるさと納税寄附金につきましては、令和 2 年度には約 2 億円でありましたが、7 年度には約 4 億円となっております。

ふるさと納税が倍増いたしました背景には、かどや製油さん等のご協力をいただくなど、返礼品の充実に努めたことや、土庄町の認知度アップのための PR 強化など、関係者の並々ならぬご尽力やご協力があったのものでございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい。普通交付税とふるさと交付金が増えてるという話ですけども、ふるさと交付金の場合は土庄町ふるさと交付金は土庄町の場合は、プラスになっているというところが大きいかなというふうに思います。

この地域デジタル交付金等が増額の要因になっているということなんですけ

ども、これは今後もこういった形で増えていくのか、また、この地域デジタル交付金以外に、デジタル交付金ってのはこのデジタルを広げていくために使いなさいよというような内容になってるのか。

また、その他にもコロナとか、さまざまな物価変動等の交付金の変動があったと思うんですけども、そのあたりについてもう少し詳しくお伺いできたらと思いますがいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

中村課長。

○企画財政課長（中村友幸君）

はい。福本議員のご質問にお答えいたします。

基準財政需要額、先ほど説明いたしました地域デジタル社会推進費、こちらにつきましては、地域課題解決に向けたデジタル実装を推進するため普通交付税の算定上見込まれる経費となっております。こういった個別の算定経費につきましては、国の地方財政対策でありますとか、あと制度改正、それから社会経済情勢等を踏まえまして、人事項目が作られたり、なくなったりっていうことによって、増減っていうところが大きいものと考えております。はい。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい。わかりました。この財政調整基金自体は、こういうふうに使いなさいという道筋っていうのは決まっていないというもんだと思いますんで、増額している分についてですね、これまできちんと、例えば、会計年度任用職員の未払賃金はきちんと払ってくださいねとか、そういう提案も行ってきましたけども、そういった部分についてはきちんと払っていくという形で、財政調整基金が増えていく部分には、いいことだと思います。

また、そういうその使い方ですね、使い方については、やはり土庄町は、高齢者率が今後どんどん高くなっていくということもありますので、高齢者の自然増に対しての対応ということが、やはり大きな課題になってくるかな。課題といたら失礼ですね。そこに予算措置をしっかりとしていくというところが、大事だというふうに思いますので、増えた分については、民生費にしっかりとお金をまわしていくという努力をお願いしたいと思います。具体的に 2 番目の質問の中でこういった財政調整基金の活用も含めて、問うていきたいと思いますので、2 つ目の質問に入りたいと思います。

2 つ目、中東情勢が及ぼすわが町の経済への影響についてお伺いしたいと思います。

アメリカ、イスラエルによるイランへの武力攻撃により、ホルムズ海峡が封鎖され、石油製品が日本に入ってこなくなり、建設業をはじめ医療、福祉などさまざまな分野で、事業に大きな影響が出ています。

中でも、ナフサが不足し、これは深刻でそのものがない、また、あっても異常に値段が高騰しているという声が、各所で私の元に寄せられております。

また、原材料の価格の上昇分を販売価格に転嫁できないために、事業所がそれをかぶらなければならないという事態もお話をお聞きしております。

そこで問いたいんですけれども、まず 1 つ目の質問は、わが町の事業所、例えば病院であるとか福祉施設、建設業などで起きている実態について、土庄町として把握している内容について、それぞれの業態について具体的に把握している状況の報告をお願いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

健康福祉課からは、町内の介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所並びに町内外の医療機関の状況についてご報告をいたします。

いずれも、現時点では、直ちに事業運営に支障をきたすほどの影響は生じておりませんが、一部の品目で納品遅れや価格上昇等の影響が出ています。

具体的に申し上げますと、一部の介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所においては、ナフサ由来のゴミ袋用ポリ袋の不足や、使い捨て手袋、マスク、おむつ等の納品が遅れ気味となっており、早めの発注や別の業者からの仕入れにより対応しているとのことでした。

一方、現在は在庫があり、特段、影響がないという事業所においても、中東情勢の影響が長期化した場合には、これらの品目の安定的確保に不安を感じているとの声がありました。

医療機関によりますと、現在のところ供給制限は行われていませんが、ナフサ由来の診療材料や薬品の価格高騰及び今後の状況の変化に備え、早めの発注や使用量の抑制などにより対応を行っているとのことでした。

また、今後、診療材料等に供給制限が生じた場合には、病院機能への影響に加え、燃料費高騰に伴う光熱費の増加や物価上昇による経営面への影響も懸念していると伺っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

建設課長 赤谷淳君。

○建設課長（赤谷淳君）

建設課から、町内建設業界の現状についてご報告いたします。

中東情勢の緊迫化等に伴う原油やナフサをはじめとした原材料価格の高騰や物流の混乱は、町内各現場へ影響を及ぼしつつあるようです。

具体的な影響といたしましては、建築設備工事における断熱材や塩化ビニール管、ユニットバスや衛生機器などの価格高騰に加え、一部資材では納期の遅延や見通しが立たない事例が報告されております。

さらに、流通量の減少から資材の注文数に制限がかけられ、一度に必要な数が確保できないなど、調達そのものが困難な現状も生じております。

これらに加え、舗装工事におけるアスファルト合材などの製造コストの上昇、塗装工事におけるシンナーや外壁用塗料、コーキング材といった主要資材の価格高騰など、影響は多くの工種に及んでいる事実を確認しております。

なお、町の土木工事におきましては、現時点で特段の影響は確認されております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい。ありがとうございました。医療の分野で使用量の抑制という言葉が出てきましたけども、具体的にどういうことが、行われてるんか、通常、特別何か無駄遣いしてるわけではないと思うんですけども、この抑制によって患者さんやら、医療現場にどういう影響が出てるのかっていうことが、わかればそこもちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

確保が難しいというところで、使用量を抑制しているということは、お伺いはしているんですけども、それによって現在その事業所運営に影響があるというところまでは、伺っておりません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

建設課にお伺いしたいんですけども、資材等が入ってきて仕事はあるんですけども、実際に仕事にかかれないというような状況っていうのが、いま土庄の場合は起きてるのかどうかっていうところで、もうちょっと具体的に、そういう業者があるのであれば、特にどういう業者がそういうのがあるとか、ある程度力のある業者であれば資材を前もって買っておくとかできてると思うんですけども、そういうことができない業者とかがあったりとか、場合によっては潰れる危険性があるような業者が出てきてるようなことってのは、あるのかどうか、

お伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

赤谷課長。

○建設課長（赤谷淳君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど説明しましたとおり、建設業界では各業種には影響はいつてるんですけど、今確認しておりますのは、現在受注している工事では、ストックの材料であるとかそういったもので対応できるというふうにはお伺いしています。

ただ、今後、中東情勢が長期化すると影響が出るのではないかという心配の声も聞いてはおります。

また、これに伴いまして倒産するのではないかという声までは、現在のところ確認しておりません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい。ありがとうございます。

町長にお伺いしたいんですけども、まず石油のですね石油製品が入ってこなくなった原因っていうのを町長自身がどのように考えておられるか。

また、石油製品が今までどおり入ってくるようにしていくためにはですね、今何が必要だというふうにお考えになられているか。

政府や国、政府や国一緒ですね、県や国に対してですね、どういうことをしていこうというふうに、今、行動を考えておられるかについてお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の 2 点目のご質問にお答えいたします。

まず、原因に関する認識及び石油製品の安定供給に向けた見解についてでございます。

現在、中東地域において緊迫した情勢が続いており、ホルムズ海峡の状況を含め、世界のエネルギー供給や国際経済に多大な影響を及ぼしていることについては、本町といたしましても深く憂慮しているところでございます。

しかしながら、現下の国際情勢への対応、並びに石油製品の安定的な輸入ルートの確保に向けた方策等につきましては、主権国家が執り行う外交施策やサプライチェーンの確保に関わる事案であり、日本国政府において一元的に判断・対処されるべき国政上の課題であると認識しておりますので、一地方自治

体である本町が、町議会の場において町としての独自の認識や見解を公に申し述べることは差し控えさせていただきます。

次に、政府・国に対する具体的な行動についてでございますが、エネルギー価格や原材料価格の高騰は、議員ご指摘のとおり、医療・福祉、建設業をはじめ、町内経済や住民生活に少なからず影響を与えつつあると認識しております。こうしたマクロ経済の動向やエネルギーの安定確保に向けた抜本的な対策につきましては、国において責任を持って講じられるべきものでございます。

このため、先には、高速艇減便に関し、県や関係市町ともども四国運輸局及び四国経済産業局に対し、現状説明と具体的な要望を行ったところですが、引き続き、町内経済や住民生活への影響を注視しつつ、全国町村会及び県などの関係団体と連携し、さまざまな機会を捉えて、エネルギーや物価の高騰について地方経済への影響を最小限に抑えるための地方交付税の確保や、各種交付金の機動的な追加配分、さらには中小企業・小規模事業者に対する実効性のある経済支援策の拡充などについて、国に対して要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい。今、起きてるですね石油危機の原因について、コメントを控えさせていただきますという話だったんですけども、土庄町のですね平和宣言じゃないですか、非核平和宣言に基づいて考えても、それから土庄町の国連憲章に対する認識に立って考えたものですね。今回の石油危機っていうのは、アメリカ、イスラエルによる一方的なアメリカへの攻撃であったということは事実でありますから、やはりそこの認識っていうのを、町長が横に置いて物事を進めていくっていうのは、これはあまりにも無理があるんじゃないかと思います。ここをやはり避けて通ろうとするということがですね、これ別にアメリカ、イスラエルに限らずですね。他の国ですね、国名はあげませんけども、アジアの近隣諸国が同じことを日本にやったとしても、非難できないということなんですね。

例えば、近隣諸国が通告も行わずに、日本の土庄町の小学校を爆撃したと、そういうことが原因になって、さまざまな経済的な影響が出たと言ったときに、その原因がもの言えないというようなことで、果たして私は、町長としてそういう認識でいいのかどうかということが問われると思います。

今回の石油危機の原因というのは、明確に国際法、国連憲章違反の先制攻撃、侵略攻撃によって引き起こされているわけですから、そこをベースにですね攻撃を行ってるアメリカやイスラエルにですね、攻撃やめろと停戦を求める中で、イランに対しても、ホルムズ海峡から船が通れるようにですね、求めていくと

というのが、町長の姿勢だと私は思いますし、そういうふうにしていただきたいということを訴えたいと思います。

次にですね、これまでの 3 番目のところに入りますけども、これまでの物価それから人件費の上昇に加えてですね、さらに中東情勢による物価高騰、それから物不足がですね、わが町の事業所に直撃しております。

公共事業を受注している事業所に、特にですね、資本金の少ない小規模の事業所は、物価高騰分を価格に転嫁できずに、赤字で公共事業をしなければならないような実態も出ているというふうにお聞きをしております。

具体的に、役場が価格を決定して予算が議会を通過して、業者が町とですね契約を行った後にですね、材料費が高騰していたりとか、そうした結果的に仕事をするほど赤字が出ていくと。それを業者が被るというようなことが起きないようにしていくためには、やはり土庄町として、そうした差額分をですね、きちんと業者に払っていくということが必要だと思います。

これは、会計年度任用職員の賃金の引き上げの際にですね、4 月遡及を未払い賃金の 4 月ときちんとやってくださいという質問やってますけども、同じことでですね、中小業者もですね、やはり土庄町から受注した仕事をですね、やろうと思えば、思い切ってやろうと思えばきちんとして足りない部分の補填をですね、してもらわないと仕事をやっていくことができないと思います。そういうことがあった場合について、まず 1 点としては、町が直接そういうお話を聞くと、具体的に、そういう事実が出てる場合については、業者ときちんと話し合いした上で、そういう補填を行っていくという対応をしていただきたいということをおもうんですけども、答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

会計課長 鎌田亜由美君。

○会計課長（鎌田亜由美君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共工事の契約に至るまでの過程としましては、香川県が作成し公表している工事設計労務単価や建設物価等を用いて、工事を発注する担当課が工事価格及び予定価格を算出し、会計課にて入札を執行いたします。予定価格以下かつ最低制限価格以上の金額で応札した業者の中から、最も安価な金額を提示した業者が落札者となり、落札者は入札した金額で町と契約を締結することとなります。

次に、ご質問の公共工事における物価高騰への対応について、現在の状況認識と町の取り組みをご説明いたします。

昨今の急激な物価高騰や最低賃金の上昇による建設資材費や労務単価の上昇が、公共工事を担う事業者の皆さまの経営に影響を与えていることは、町とし

でも重く受け止めております。工事の確実な施工と品質の確保、そして持続可能な地域経済の維持のためには、こうした状況に適切に対応していくことが不可欠であると認識しております。

町においては、「土庄町工事請負契約約款」に基づき受注者と契約を締結しており、本約款には賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する規定がございます。具体的には、第 25 条、いわゆるスライド条項におきまして、物価に著しい変動が生じ請負代金額が不適當になったときは、発注者又は受注者は請負代金額の変更を請求できることとなっております。この制度は、予期せぬ物価変動により、事業者の方々が適正な利益を確保できない、ひいては工事が中断せざるを得ないといった事態を避けるための重要なセーフティネットであり、適正に運用されることにより、元請業者が仕事をするほどに赤字に陥るという状況は回避できるものと認識しております。

しかしながら、本制度の周知が十分でなく、適用を受けずに契約変更を行っていない元請業者が存在する可能性もございます。そこで町としましては、今後、各発注担当課に対し、工事打合せなどにおいて、本制度の周知徹底と積極的な活用の呼びかけを改めて指示・要請してまいります。これにより、事業者の方々が安心して工事に取り組める環境を整え、公共工事の円滑な推進を図ってまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

中村課長。

○企画財政課長（中村友幸君）

福本議員のご質問に企画財政課からお答えいたします。

地元事業者の方々は、公共施設であるとか道路等の整備・維持管理に加えまして、災害時の応急対応など、町民の生活を支える重要な役割を担っていただいております。

そのため、地元事業者が安定して事業を継続できる環境を整えることは、地域経済の維持、また将来にわたる公共サービスの安定的な提供という面からも重要であるというふうに考えております。

先ほど会計課長から答弁がありましたとおり、公共工事における物価変動への対応につきましては、工事請負契約約款に基づく請負代金額の変更制度を適切に運用することが基本になるものと考えております。

発注担当課及び会計課においてですね、制度上、請負代金額の変更が必要と判断される場合には、関係課で連携し、予算措置についても適切に対応しているところでございます。また、工事に限らず、業務委託であるとか物品調達などにつきましても、今後の予算編成や事業執行にあたり、物価や人件費の動向を踏まえ、発注時点における適正な事業費の見積りに努めることが重要である

というふうに考えております。

そのうえで、事業実施に要する経費につきましては、各事業の必要性や緊急性、制度上の取り扱い等を踏まえ、状況に応じて補正予算等により対応するなど、事業の円滑な執行に支障が生じないように努めてまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい。人件費のね、上昇に対してもきちんと対応するというお話があったんですけども、やはりちょっとまた話がリンクしてあれですけど、これ会計年度任用職員の分の人件費の上昇の補填というのもこれ同じですので、仕事を受注している業者もそこで働く労働者の賃金の引き上げも同じですので、総合的に全体として人件費のをやるようにしていただきたいと思います。

それとですね、元請のもとで公共事業を落札しますよね。そのあと工事を行うまでの間に、タイムラグが、時間差があると思うんです。その間に物価が上昇したりとか、さまざまな変動があった場合に、結局、今までだったら、その物価変動分については元請けと下請け孫請けで話をしてくださいという流れがあったと思います。そこで、結局、下請けや孫請けが泣かないといけないというようなことも小耳に挟んだりもしております。こういうことがあってはやはりいけませんので、こうした下請けですとか孫請けの業者の方がですね、もとの元請けとの契約の関係で金額がはじき出された金額ではできないといった場合に直接行政の方に、そういう相談をする窓口というのは、作っていただきたいと思うんですけど、現時点であるんかどうかも含めてお伺いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

鎌田課長。

○会計課長（鎌田亜由美君）

福本耕太議員のご質問にお答えします。

下請け業者ですね、からのそういった要望に関しましては、担当課ですとか会計課、どちらでも結構ですのでご相談は、お気軽にいただいても結構ですし、下請けの方ですね県の方にも 110 番というような通報というか相談の窓口ございますので、そちらの方も併せて、建設課ですとか、担当課の方にですね、お問い合わせいただければご案内できるかと思います。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい。ありがとうございます。

次の質問に入りたいと思います。次の質問は、「まちなか道の駅」の建設計画について聞きたいと思います。

「まちなか道の駅」の計画について、3月議会の私の質問で明らかになったように論点整理をしますと、旧庁舎の取り壊しにかかる費用は最低でも約1億5000万円。さらに、現時点では、国庫補助はなく全額町費の負担ということでした。

さらに新たな箱モノ、建物をですね建設しようとすれば、それにかかる費用は不明という話だったんですけども、今のですね物価高騰と、それからこうした中東情勢を鑑みて考えますと、やはり建物を建てていくという、公共施設を建てていくという話になりますと、13億円程度は少なくともかかるんじゃないかというふうに見ています。これは、私の勝手な仮説ですんで、証拠があるとかいうわけじゃないんですけども10億円を超えてくるんじゃないかというふうに思います。仮にですね、民間との連携、また国庫補助を勘案したとしても、目安になる金額が提示されないと、これはやはり話にならないと。青天井でですね、いくらかかるかわからんけども箱モノつくりますよという話になってくると、それに対して、住民の皆さんも議会の議員もどう考えたらいいかかわからないということになりますんで、町長として具体的に箱モノを作る際に、どのぐらいの金額までだったら、投資できるのかということのをですね、ある程度お示しいただきたいと思いますし、かつですね、その金額をペイしていく、きちんと採算を取っていくためには、どのぐらいの金額が必要でそれは何年ぐらいかかって、損益分岐点と言いますけども、大体どのぐらいで考えているのかという点について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えします。

福本議員のご質問の投資にかかる費用全体、また損益分岐点については、概算で明らかにすべきとのお申し出でございますが、3月議会でも申し上げましたとおり、そのようなことは、今年度に予定している施設の概略設計や、事業手法の精査などの中で明らかにしてまいりたいと考えております。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

この金額がですね、出てこない。「今、建設やります」というて言われるんですけど、金額出てないと金額が青天井という話になるんですね。

私、この計画をやるにあたって、地域の皆さん住民の皆さんどういうふうに考えておられるんですかという質問をしたときに、ぜひやってほしいと進めて欲しいというお答えをいただいてるというふうに、町から答弁をもらってると思うんです。

ただですね、住民の皆さん、いくら金額がかかるかっていうところが、町の方からきちんと説明されていないのに、どんどんやってくれという声っていうのは、私はこれ事実じゃないんじゃないかというふうに思うんです。

自治会長さん達とも少しお話もさせていただいたんですけども、やはり庁舎の跡地を有効に利用するということについては、否定はしないと。ただ、金額もわからないのに、どうやって採算取るのかもわからないのに、大賛成ですという立場をとったことがありませんというふうにおっしゃるんです、皆さん。

もう 1 回確認したいんですけども、いろいろ町長、町に出てね、ワークショップもされてきたと思うんですけども、本当に住民の皆さんでね、どんどんやってくれというような声が上がってるのかどうか、もう一度確認したいと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

質問にお答えする前に、ちょっと福本議員に質問のことについてお伺いしたいんですけども、1 億 5000 万の解体費については、補助等がないという部分は、何かしらに利活用したという部分でも補助がないというようなご理解でよろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

利活用する。前回の議会のときに私が聞いて思う理解したのは、利活用する際、何か建物を利活用して建てる際には、それには補助が出ますよ。だけど、潰すときには、これ利活用するかせんかも別の話ですから、潰す 1 億 5000 万に対しては、補助がつかないというふうに、つまり利活用するっていうことにリンクさせれば、こっちの潰す方にも補助が回るんじゃないかという話にはなるんかもしれないんですけども、だけど、利活用しなければ補助金は出ませんよと。言うたら潰して更地にすると、駐車場として使うとか、イベント会場として使うとかっていう形で、潰すだけであった場合には補助が出ないというふうに、私は理解をしたんですけども、違うんですかね。

例えば、更地で使うと更地で活用する場合でも、潰すのに補助が出るんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えします。

更地というよりも何かしらの目的で使う場合に対しましての国庫補助、また有効な起債等がございますという部分で、そういうふうにご利用した際に、私を感じるのは、福本議員が解体だけの費用にもう補助がつかないというようなご理解だったのかなと思ひまして先ほど質問させていただきました。

それと、町民の声なんですけれども、やはり町民の声の中では、いろいろな形でやはりそういうものは必要ないであろうという声も伺っております。

しかしながらですね、町の中心部分を是非とも今後のために利活用して、これから人口減少も進んでおります。そのようなところで、果たして今ある施設が、外から来ている施設が残っていくんだろうかというような心配した声も多く聞こえております。

そのようなところで、中心部分で町民が安心して暮らせるための施設を作っていたきたいという声を多くいただいております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

町民が安心して暮らせるための施設を作っていたきたいという声を聞いているということなんですけど、施設を作るというふうになれば、やはり施設を作るのにかかる費用、金額というのがね、出てくるはずなんです。

それがやっぱり示されていないということは、この話っていうのは、本当にまだ、「絵に描いた餅」どころか、青天井で宙に浮いた話になってしまうと思うんですよ。

最後の部分でね、そこの部分もちょっとお伺いしたいと思うんですけども、ですからやはり、きちんと金額を示した上で、このぐらいは最低かかりますよということをきちんと示した上で町民に問い直すということはやっていただきたいなと思います。

あと 1 点、次の質問に入るんですけど、中身の話でファーストフード店を入れるためのスペースを作るという話がありました。

これについてお伺いしたいんですけども、ちょっとファーストフード店、例えば、マクドナルドであるとか、モスバーガーとか、ケンタッキーとかそういうようなイメージを持ってるんですが、うどん屋さんであるとか、今町内でも、民間の施設でも結構空いてるところがたくさんあるんです。

呼び込んでも、なかなか来ないというところがあると思うんですけども。こ

ういうのを作って、ファーストフード店が入ってきますよという見通しですね、は、どういうビジネスモデルに基づいて考えておられるのか、お伺いしたいなと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

そのことについても、あくまで案で示しただけの問題でございまして、施設の機能の中で、ファーストフード店の誘致を図るとしましたのは、町民の皆さまからいただいたご意見やご要望に基づくものであります。

ファーストフード店に限らず、地場産品センター、お土産物売り場、食事処なども基本的に同様で、ファーストフード店につきましては、特に学生など若い世代から要望が多く、総合計画策定時の高校生アンケートや小・中学生の未来作文、学校でのふるさと教育の場などでも「小豆島にファーストフード店の店があったらいいな」というような声が寄せられております。

福本議員が、なぜあえてファーストフード店についてお尋ねになるのかお聞きしたいところでございますが、今申し上げましたとおり、若者の要望も検討していきたいとの思いからであり、店舗の種類やビジネスモデルありきで、導き出したものではありません。それ故に誘致を図るとの文言にしております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

時間がありませんので最後に、意見というかね提案で締めたいと思うんですが、今町長言われたのは「まちなか道の駅」を作るんですがですね、住民の皆さんの生活を豊かにしていくためにだという思いでって言われたんです。

ただ、今の土庄町の実態、状況を見ますと、これから高齢者の数がどんどん増えていくと、そういう中でですね、車を運転できない高齢者がどんどん増えていくという状況であります。

そういう新しい施設を作って賑わいづくりをしていくという計画よりも、むしろ物価の上昇であるとか、今回のナフサの問題もありますけれども、本当に今まで送れてきた生活ができなくなって困っていると、本当に困っているという声がたくさん私のもとに届いています。

行政のあり方として、新しいものをスクラップ・アンド・ビルドで作っていく、まちなかの賑わいをつくっていくということが土庄町にとって本当に必要なかどうか、そのことよりもむしろ今みんなが困っているというところに対して、先ほどの 30 億円の財政調整基金を使って、細かく行政施策を行っていく

ということが大事だと思います。

そういう点では、この「まちなか道の駅」というものが、そういう住民の皆さんの声とリンクしているかという、私はリンクしてないんじゃないかと思っています。細かく住民の皆さんにしていきたいと思いますので終わりたいと思います。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は 13 時 20 分からといたしますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後 0 時 10 分

再 開 午後 1 時 20 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

7 番 鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

7 番、立憲民主党の鈴木美香です。

今回は 3 つ質問させていただきます。

ではまず1つ目。包括的性教育を。

性教育は人権の根幹に関わるものです。従来、奥ゆかしさや恥じらいなどが利点とされる日本では、性教育が、積極的に進めてこなかったです。まだ寝た子を起こすなという人までいます。

しかし、現在、ネット環境により、子どもたちに浸透し、間違った認識が蔓延する恐れがある上に、生徒・児童への性暴力事件が多発しています。

何もわからない、幼いころに性被害に遭うと、将来的に精神の不調を来たす事例も多く報告されています。

また、親世代は学校で学んだことがなく、ちゃんと教えられないと悩んでいます。

子どもの性被害は、年間で5000件以上と報告されていますが、実態は数十倍あると言われていて、実態はつかみにくいようです。そして、被害者はもとより、加害者も若い世代に増えており、低年齢化しているといえます。被害者にも加害者にもならないように、包括的性教育の実施が急がれると考えます。

そこで、土庄町では、現在の性教育はどのようにしているかをお伺いします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

これまでの性教育は、思春期に現れる第二性徴の特徴や生殖の仕組み、性感染症の予防方法など、性に関する知識やスキルを身に付けることを大切にしてきました。しかし、包括的性教育において、身体的な知識やスキルのみならず、人権やジェンダー観、多様性、幸福、健康などの側面についても学ぶことが大切になっています。つまり、「性」は身体の特徴、性自認、性的指向、ジェンダー、人権など、さまざまな切り口があり、広範囲に亘る「性」の話題を総合的に学び、児童生徒一人一人が自他共に尊重される関係を築くことが求められています。

そのことを受け、本町の小学校においては、理科や体育の保健学習の中で、第二性徴や生殖の仕組みなど、性に関する知識を学習しますが、それ以外においても、道徳の時間に、生命尊重や男女平等などの公正について学習したり、総合的な学習の時間に、性自認や性的指向等のセクシュアリティに関することや、違いを認め自他の人権を考える人権学習に取り組んだりします。

中学校においても、保健体育の学習の中で、第二性徴や生殖の仕組み、性感染症の予防方法など、性に関する知識やスキルを学習しますが、それ以外においても、道徳の時間に、男女の友情や関わり方についても学習したり、総合的な学習の時間に、LGBTQの学習を通して、セクシュアリティについて理解を

深める学習に取り組んだりしています。また、生徒が性被害に遭わないように、SNSの使用や児童ポルノ禁止法に関する内容を取り扱った「非行防止教室」や「13歳の自律教室」も実施しています。今後も児童生徒が、性被害、性加害の当事者にならないように、引き続き性教育を包括的に行っていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

ありがとうございます。私が考えるよりも充実した内容かなと思っています。

では次に「歯止め規定」はどのようなもので、どう対応しているかお伺いします。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

現行の学習指導要領には、いわゆる「歯止め規定」が存在しています。すなわち、小学校の理科の学習指導要領における「人の卵と精子が受精に至る過程は取り扱わないものとする」との記述、及び中学校保健体育の学習指導要領における「妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」との記述があります。

本町の小学校では、学習指導要領に基づき、卵と精子が結びついて受精することは教えていますが、その過程である性行為については教えていません。また中学校においても、学習指導要領に基づき、性行為という文言は使用せず、性的接触という文言で学習をしています。

国の見解では、「歯止め規定」について「決して教えるはならないというものではなく、全ての子どもに共通に指導すべき事項ではない」と説明されています。また、学校が必要と判断する場合に指導したり、個々の生徒に対応して教えたりすることはできるという趣旨も示されています。本町の小中学校の場合、現在個別に対応する事案は起こっておらず「歯止め規定」については指導していませんが、今後、性的事案が起こった場合には、どう指導していくか、慎重に判断し対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

はい。かなりセンシティブな案件で、本町で、こういう島の小さいところで、

こういう案件が浮上してくるとはちょっと考えにくいんですけど、全くないとはちょっと言えないのではないかなと思っています。

これは、やっぱ学校の先生も、やはり教えるにあたって大変難しい案件ですので、私の提案としましては、専門家などに来てもらいながら、産婦人科の先生ですとか、これを特化して講演に回ってる方とかおられますので、ぜひそういう人を呼んでいただいて、年に 1 回でもいいですから、もっとわかりやすく広範にわかりやすい話と、そのご父兄と一緒にあって、ちょっとやっていっていただきたいなと思っています。

この話、私が特化していつも取り上げるのは、やはり、まだまだ女性の人権がとても低いということと、やっぱり売春防止法と言いますけど、男性が全然、罰せられなくて、いつも被害者である女性ばかりが被害に遭うのと、その裁判においても、女性の被害に関する、その精神的な苦痛とか体の苦痛に比べると罪が異様に軽いんですね、日本の罰則は。それに関して、いつも私は疑問に思ってます、やはり性教育、その根本は性教育だなと思っていますので、なかなか本当に厳しい私たちの世代でも、ちゃんと学んできませんでしたので、子どもたちにどうやっていいかわからないっていうのは確かに今でもありますけど、今後、頑張ってやっていっていただきたいと思います。本日はなかなか充実したお話は聞けたかと思います。よろしくお願いします。

では 2 つ目にまいります。エネルギーの地産地消を。

2 月末のイラン攻撃以来、石油製品の不足は、国民生活や企業活動に悪影響を及ぼしています。エネルギーの多くを石油に依存し、また、原油の 95% を中東から輸入に依存していることの脆弱性が露呈しました。

1 つ目、この状況をきっかけとし、外国からの資源エネルギー輸入に依存する社会のあり方を見直すことが、小豆島の未来への展望につながるのではないかと。外国からのエネルギー輸入に依存しないことが、エネルギー危機に強い社会を作ることにつながります。それは同時に、自然災害に対しても強い体制を持つことにつながります。小豆島は日照に恵まれており、太陽光、太陽熱を地域のエネルギー資源として活用すれば、エネルギーを自給自足することができると言われています。地域資源の地産地消は、地域経済を活性化させ、地域に安定した雇用をもたらします。同時に、脱炭素によって地球にも貢献できる。

現在も太陽光に関しては、国からの補助金などがあると思いますが、それとは別個に、土庄町独自の政策として、町内での自然エネルギー事業、とりわけ太陽光発電を積極的に取り込み、地域新電力を立ち上げるなど、考えることはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

鈴木議員ご指摘の電気の地産地消につきましては、自然エネルギー発電による脱炭素の推進や、地域外の電力会社に支払っていた電気料金が、地域内での金銭の循環に変わるなどのメリットが指摘されており、すでに町においても、先進地の専門家を呼んでお話をお伺いしたり、具体的な検討に着手するなどしております。

一方で、小規模な発電能力では電気料金が高くなる可能性があることや、電気の需給バランスをとるための蓄電池などの設備の問題、既存電力会社の送配電網を使用させていただく上での交渉など、さまざまな課題もあり、単体の地方自治体や地元企業だけでは、設備投資一つにしてもなかなか難しいということも、踏まえておく必要があります。

そうした中、これまでの検討の中で、土庄町単独では採算ベースが見込めないことが明らかになり、小豆島全体で進める必要があることから、現在、土庄町・小豆島町の担当課間で協議を進めております。

また、地域新電力会社の設立には、エネルギー関連会社の協力・連携が不可欠であることから、地域新電力のパートナーとなり得る企業の有無について、調査を行うとともに、事業の採算性及び継続性についても研究しているところであります。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

少し前向きな答弁をお伺いさせていただいたと思いますが、採算性がとれるっていうのは本当に難しい問題だとは思っていますが、やはりもう、この競争をきっかけにやっぱり自然エネルギーを転換は、もうやむを得ないんじゃないかと。

そして町としても、その実証実験とかが、すぐに起動するのではなくて、そういうのに取りかかれなかなというのが私の提案なんですけど。

島根県の浜田市の神楽電力ですとか、実際に各地区で各県でやってる事業者もいるんですけど、やはりそこには専門家の大学の先生ですとか専門家が入ってるんですね。

だから、なかなか難しいんですけど、先ほど小豆島町と一緒にしておっしゃってたので、すぐに事業化っていうのではなくて、まずこうやってみるっていう方向性がつけばいいなと思っています。

まず、この小豆島の土庄町でも歌川学さんっていう産業技術総合研究所の方が、土庄町はどうなのかっていうのを検討もしてますので、例えば歌川さんの

Zoom で、そういうのも要請するとか、そういう形で、ちょっと前向きに取り組んでいただきたいなというのが私の希望です。

2 つ目には関連して、土庄町が以前取り組もうとしていた公共施設の屋根上太陽光発電を小豆島電力が行う事業は現在どうなっていて、今後どうする予定かお伺いします。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

2 つ目の質問であります「公共施設の屋上に太陽光発電を置く事業」のことは、一般的に PPA 事業と言われております。

本町では、令和 7 年 3 月に「土庄町地球温暖化対策実行計画」を策定し、公共施設における PPA 事業についても積極的に推進していくこととしているところでございます。

こうしたことから、昨年の 7 月に土庄小学校体育館への電力供給事業者を公募するプロポーザルを公告したところ、1 者の応募があり、9 月にヒアリングを実施しましたが、町が希望する購入単価との間に乖離があり、事業者決定には至りませんでした。

その結果等を踏まえ、PPA 事業を実施していく上での改善策として、前回では 1 カ所でしたが、1 カ所のみでなく複数カ所での太陽光発電設備の設置を一括して公募の方がよいとの結論に至ったところで、今年度中に、再度プロポーザルにて事業者の公募を行う予定としております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

ありがとうございます。そしたら、これも前向きに、ちょっとずつでも進展していけばいいなと思います。

では、最後の質問です。商工会への福祉会館退出について。

来年商工会への使用期限がきます。移転するものと考えていますが、どうなっていますか。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 岡本高志君。

○生涯学習課長（岡本高志君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

1 点目と 2 点目の、まず 1 点目のなぜこんなに年数がかかっているかと、2 点目の何が問題かという点につきまして、あわせてお答えをさせていただきます。

現在、最も大きな要因は、商工会の移転先が決定していないことであります。

商工会からは、旧庁舎跡地に整備を計画している施設へ入居したいとの要望をいただいております。しかしながら、旧庁舎跡地に整備する施設の具体的機能等につきましては、今年度から具体的に検討していく段階であり、現時点において、商工会が当該施設へ入居できるかどうかを判断する状況には至っておりません。

こうしたことにつきましては、商工会も承知しているところでありますが、商工会としましては、旧庁舎跡地に整備を計画している施設への入居を有力な選択肢として考えている模様です。

町といたしましては、商工会が「商工会法」に基づいて設立された地域の経済団体（特別認可法人）であることを鑑み、旧庁舎跡地に整備を計画している施設の機能や事業手法を検討していく中で、商工会との協議を行っていく予定としております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

午前中にも、何か庁舎の話ありましたが、まだ決まってないし、建てるかも決まってないのに、そこに、今できてないから動けないっていうのは何か飛躍してるような、気がするんです。

決定権は誰にあるんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡本課長。

○生涯学習課長（岡本高志君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

総合福祉会館の貸付けにかかる決定権につきましては、町有財産の管理に関する事項でありますので、関係法令等に基づき、必要な手続を経たうえで、最終的には町長の権限と責任において判断するものであります。

商工会への貸付けを行った際に、利用者や関係団体の皆さまへの説明が十分でなかったことにつきましては、町としましても反省すべき点が大いにあったと受け止めております。

そうしたことから、これまで、個々の利用団体と協議を重ねるとともに、代替施設の確保や改修等に努めましたところ、社協をはじめサークルなどの利用団体のご理解、ご協力もあり、現在は、おおむね中央公民館や湊崎公民館で活動が行われておりますとともに、来月からは、とのたる館の調理室もご利用いただける予定となっております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

決定権は町長ということなんですけど、建物が建つかどうかわからないのに、動く前提というのと、これちょっと私、不思議な話だなと思うんですけど、町長このあたりどうお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほど岡本課長の方からの答弁で、建物が決まってないというところで動く前提というより、要望を受けておりますというような答弁だったと思いますが。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

では重ねて、建つかどうかわからない、これ、ずるずる先延ばしになれば、これ何回も私言ってますけど、福祉目的で先人が努力して建てられた建物で、しかも、町の福祉に携わる人たちが 30 団体とか、活動されてた場所なんです。

それを踏まえてもうすでに初期と 2 回目お金払って、来年の頭ぐらいに期間が決まるんですよ。そうすると 3 回目お金を払う、お金の問題ではないですけど、違約金的なものを払うんです。

それ町長として、もう決まってるかどうかわからないのでひとまず、出てくれているというふうに要請はできないもんなんではないでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

出ていけ、というような乱暴な言葉を発せられませんが、現在、令和 9 年 3 月 31 日まで契約しておりますので、それまでは私の方からどうのこうの言うようなことはございません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

そもそも契約、もちろんこれは岡野町長の案件ではないっていうのは重々私も知ってますし、議会と前町長の責任は十分あると思うんですけど、継続的な責任が続きますので、そもそも契約はどのようになってるんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡本課長。

○生涯学習課長（岡本高志君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

契約書につきましては商工会との契約は町との間で、契約書の方を作成して、契約を締結しております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

期間の契約の内容を教えてください。

○議長（濱野良一君）

岡本課長。

○生涯学習課長（岡本高志君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

商工会との賃貸借契約の期間につきましては、令和 3 年 11 月の 1 日から令和 9 年の 3 月 31 日までの 5 年 5 カ月となっております。

なお、契約書上には、期間満了後も引き続き、借用希望がある場合は、期間満了前の 1 カ月前までに申し出る旨の規定が含まれているところでございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

商工会が出るときに、7000 万払って立ち退き料じゃないですけど町から出してるんですね。

それに基づいて、どっかいけるっていう。それは私が言うことではないですけど。この話はすごくおかしいなと思うんですけど、何度も何度も言ってきましたが、本来はやってはいけない案件なんですね。これは行政をゆがめています。

でも、職員の問題ではなくてこれは政治の責任です。ですので、町長と議会の責任があります。

でも、こんな無理筋の件をいつまでも放置しておく、町行政にも支障が出ます。職員の負担も続いています。一刻も早く元に戻すように、再度要請したいんですが、私は言葉は乱暴ですけど「もう出て行って欲しい」と要請するべきではないかと思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

仮にですね、商工会が総合福祉会館から移転したとしても、総合福祉会館が 4

年前と同様に、社協や住民利用団体の拠点になり得るかどうかは、改めて検討する必要があります。

というのもご利用されている方々たちの中でも年配の方も多く、エレベーターもございません。

それから社会福祉協議会の方では、元の社協の位置には戻るつもりはないというような言葉も、伺っております。

というのも社協というものは、本来、行政の中で、住民環境課また、健康福祉課等々と重なるようなお話もございますので、できるだけ庁舎の近くに、わざわざ庁舎の遠くになるようなことは望んでいないということもお伺いしておりますので、各関係団体と再度ですね、もう一度どのような形がよいかどうかというところを確認したいと思います。

ただですね、先ほど岡本課長が申し述べたように、全部の団体には、ヒアリングは、何回も行っております。

そのようなところでやはり納得いかれないところも、2件ほどございましたが、何とかですね、今の現状でほかの施設を使ってサークル活動などを行っていきたいということも聞いておりますので、そのあたりも踏まえて、今後の福祉会館のあり方については、町の方で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

もう何年も、5年も過ぎてますので、されてる方がご年配なってるの私も承知してますが、その問題と、あそこの使用を商工会がずっと使ってるんだったら、問題は別なんです。

そもそもの目的外使用をいつまでも放置していいのかっていうのが私の問題で、次に入る人たちが帰ってこないから、もういいんじゃないかっていうのが、全然別問題です。

そして社会福祉協議会おっしゃるように本当に大事な団体さんを、ああいうふうに違うところに無理くり移転させて、これもすごく問題があると思います。だから、このあたりを切り換えて、その次に戻ってくる人がいないから、商工会は商工会で別団体ですので、ご自分たちで考えて、町が使わせないって言ったらかはできると思うんですよ、それは。町が付度する理由はどこにもないので。このあたりが私いつもごっちゃになってるなと思っていて、先人たちとか福祉関係の人たちの気持ちを踏みにじった事業なので、そこは重々私は考えていっていただきたいと思います。

改めて早く出て行って欲しいと私は思っています。以上で質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第２号～議案第８号）

○議長（濱野良一君）

日程第３、議案第２号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第２号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第４、議案第３号 令和８年度土庄町一般会計補正予算（第２号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 5、議案第 4 号 令和 8 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 6、議案第 5 号 工事請負契約書の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 7、議案第 6 号 工事請負契約書の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 8、議案第 7 号 マイクロバスの購入について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 9、議案第 8 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 9 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 10、議案第 9 号 土庄町指定ごみ袋の購入についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

それでは、本定例会に追加提案いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。

追加議案、審議資料の 1 ページ、2 ページをご覧ください。

議案第 9 号 土庄町指定ごみ袋の購入についてでございます。

土庄町指定ゴミ袋について、入札後審査型一般競争入札の結果、株式会社 宮本政次商店 代表取締役 宮本 政尚と 853 万 500 円で、契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 9 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 9 号の質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 9 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 9 号）

日程第 10、議案第 9 号 土庄町指定ごみ袋の購入について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 11、発議第 1 号 平和外交の推進と離島航路の存続および住民生活の安定に関する意見書については議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

1 番 岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

発議第 1 号 平和外交の推進と離島航路の存続および住民生活の安定に関する意見書につきまして、提出者として提案の趣旨をご説明申し上げます。

本案は、緊迫する国際情勢の中、日本国憲法や国際法等に基づいた主導的な外交努力を国に求めるとともに、エネルギー価格の高騰から国民生活、とりわけ海上交通に依存する離島住民の暮らしを守るため、実効性のある財政支援を

土庄町議会として強く求めるものであります。以上です。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号の質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

このたびの意見書につきまして発議を行われました岡本議員に対して質疑を行います。

このたびの石油危機が起きた原因は、アメリカ、イスラエルによるイランへの先制攻撃から始まる侵略戦争であったことは、国連加盟国の大多数が認識を共有している事実です。

2 月の 28 日に行われたアメリカ軍による、イランの女子小学校への通告なしの奇襲爆撃は、子どもたちや教員、職員 170 名を避難する時間さえ与えず、虐殺をしました。

国連憲章は、先制攻撃の行動を完全に禁止しているわけではありません。

しかし、軍事行動をとる場合、国際法で多くのルールが定められています。軍事行動はやむを得ない理由があり、国連決議を経る必要があります。国際法を守らないといけなのは、アメリカも国連加盟国でありますから同じです。

また、国際法は、軍事施設以外の学校や病院を攻撃することは、人道上認めていません。また、軍事施設であっても、人的被害を最小限にするため、攻撃相手国に対し、攻撃する日時を通告することが義務づけられています。

ところがアメリカ、トランプ氏は、イランの女子小学校という民間の施設を、攻撃日時を通告せずに、国際社会の同意も得ないまま攻撃しました。二重三重にも、国際法を無視した無差別大量殺人から始まったのが、イラン戦争であります。

3 月議会で私は、アメリカ、イスラエルの国際法、国連憲章を無視した侵略戦争を土庄町議会として強く非難し、国に対しても国連憲章を守れとアメリカ、イスラエルに伝えるべきだという意見書を提出いたしました。

しかし、残念ながら、岡本議員には理解を得られず、反対の意思を示されま

した。

しかし、先にも述べたように、今日本全体で起きている石油危機は、アメリカ、イスラエルによる無法な侵略戦争が原因であることは、否定できません。

その後、アメリカに渡った高市首相は、トランプ大統領との会談で「世界の平和と繁栄はドナルドにしか実現できない」などと発言し、多くの批判を受けました。また、この発言はイランにも伝わっています。さらに、イランの女子小学校をミサイル爆撃したアメリカ軍の軍艦は、横須賀にある米軍基地から出港した可能性が高いということも明らかになっています。

こうした理由から、3月議会で岡本議員がとらえた政治判断をそのままにしたまま、この意見書を提案するというのは、侵略を受けたイランの立場や国際秩序を鑑みて、そのままにすることはできません。

そこでお尋ねいたしますけれども、この意見書を提出するにあたって、提案者の岡本議員は、この3カ月間で考え方が変わられたのか、今現在どのようなお考えをお持ちであるかを、説明を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

1 番 岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

まず、事前の協議におきまして、福本耕太議員からはですね、さまざまな国際社会のあり方について重要なご意見を頂戴いたしました。その点ですね感謝いたします。

先ほどのお話ですけれども、あくまでもですね、私個人の考えになりますが、3月議会でも申し述べましたとおり、平和を願う気持ちとその当時からですね国際法等を無視した武力の行使は許されないという点は変わっておりません。私自身ですね。

あとですね、3月議会での話をこの場ですべきかどうかなんですけども、私の反対討論ですね、議会だより等見ていただければわかると思うのですが、私がお伝えしたかったのは、SNSに誰かが載せている文面をそのまま丸写しをするのではなく議会でもうちよっと議論すべきではないのかという話を申し上げたわけでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

ちょっと質問と答弁が重なってないようには思うんですけども、私がお伺いしたのは、答弁の、私の3月議会における意見書の中身のことでなくて、それから3カ月経っております。

アメリカと、それからイスラエルが行った軍事行動というのが、国際法違反

であって先ほども申し上げたように、小学校にね通告も行わずね、小学生やら、それから教員をね、170 人も大虐殺してるんです。こういうことをね、さっき町長にも言うたんですけどね、日本がやられたらどうなんですかっていう話なんですよね。そういう中でイランが、それでもね、日本の船は通しますよとね、言いましたよね。高市さんにイランに来てくださいと。そういう立場で経済へ大きな影響を及ぼさないように、イランなりの努力もしてきたということがあります。

そういう中で、私が言いたかったのは、石油だけ、日本の経済のことを考えて、公益をやってくださいというようなやり方では、やっぱり国際社会の中では通用しないし、せっかくこういう意見書を出そうという話でね、憲法とか、それから、国際法を守らないといけないということも書いておられるわけですから。うん。だからそういう立場に立つっていう話ですので、意見書が丸写しであったかどうかとかっていう話とはちょっと別で、今 3 カ月経ったこの時点において、この意見書を提出される岡本議員が、今どのように考えてこの意見書を提出されたかということをお伺いしたいと思うんです。

○議長（濱野良一君）

すいません。福本議員ちょっと確認をさせていただきたいんですが、今回はこの意見書に対する質問の場でございます。

この意見書のどこのどの部分に対する質問が岡本議員に聞きたいのか、もう少し簡潔にお願いできたらと思うんですが。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

話を元に戻しますけども、いわゆる、エネルギーの問題ですよ。エネルギーの問題で、原因になってるのは、アメリカによるイスラエルによるイランへの攻撃が原因であって、そのことを無視してね、そのことを横に置いて、石油の供給をきちんとやってくれという話にはならないと思いますよと。

そのことに対して、3 月議会では違うことをおっしゃってるんでね。

3 月議会では、意見書を出しましょうということに対して反対をされたわけですよ。

だから、要するにアメリカと。議長いいですか、アメリカとイスラエルに攻撃がなければ、こういう石油危機ってのはなかったわけです。だから、そのことに対しての認識や示されなければいけないと思いますよという話なんです。

○議長（濱野良一君）

もう一度確認ですが、この意見書に関する質疑でございますので、3 月議会に出た意見書とは全然話が異になると思うんです。

○9 番（福本耕太君）

そしたら、わかりました。そしたら、意見書の中から、きちんとわかりやすいようにお話ししますけども、説明の中でちょっとなかったんですけどね、意見書の中で、わが国は日本国憲法のもと、唯一の被爆国としての歩みと、資源輸入国としての立場、ということとあわせて国際社会において、国際法と国連憲章に基づいて国際秩序の回復を求めるということを掲げておりますけども、これこの文面が、3月議会で言われたことと、かみ合っていないということです、3月議会で言われたことと、今ここで書かれてることは、どちらが本当の話になるんでしょうかということなんです。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

すいません、いまいちおっしゃる意味がよくわからなかったんですけども、私が反対した理由、3月議会においてですね、福本耕太議員が提出されました意見書に対しての反対理由というのは、先ほど申し述べたとおりでございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

そしたら、もうちょっとわかりやすく言いますけども、アメリカによるイラン攻撃が原因だということはお認めになれますか。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

先ほども申し上げましたとおり、福本耕太議員とは事前協議におきまして大分国際社会のあり方について、重要なご意見等いただきました。

本意見書の最大の目的としましてですね、何点かある中の1つの町民の命綱でございます離島航路を守るための、財政支援を一刻も早く国に求めることというのもございます。

特定国への言及はですね、本議案の趣旨から逸脱するため、記載を控えておりますが、事前のすり合わせの結果としてですね、この第4段落目にございます国際法や国連憲章に基づく国際秩序の回復という表現を盛り込みですね、議会としての合意形成を図らせていただきました。

ここで私個人の私見を述べるべきではないと、こういう回答になりますので、お願いします。

○議長（濱野良一君）

ほかにございませんか。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 1 号は、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（濱野良一君）

日程第 12、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。配布しておりますとおり、議員を派遣することについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 13、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長から配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和 8 年 6 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後 2 時 08 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（ 濱 野 良 一 ）

同 議員（ 大 野 一 行 ）

同 議員（ 鈴 木 美 香 ）